

# 自治研 かんがわ

2014 **6** No.147  
(通算 211号)

## CONTENTS

巻頭言 最低賃金とワーキングペアの関係について  
横浜市のこども子育て政策の推移と課題

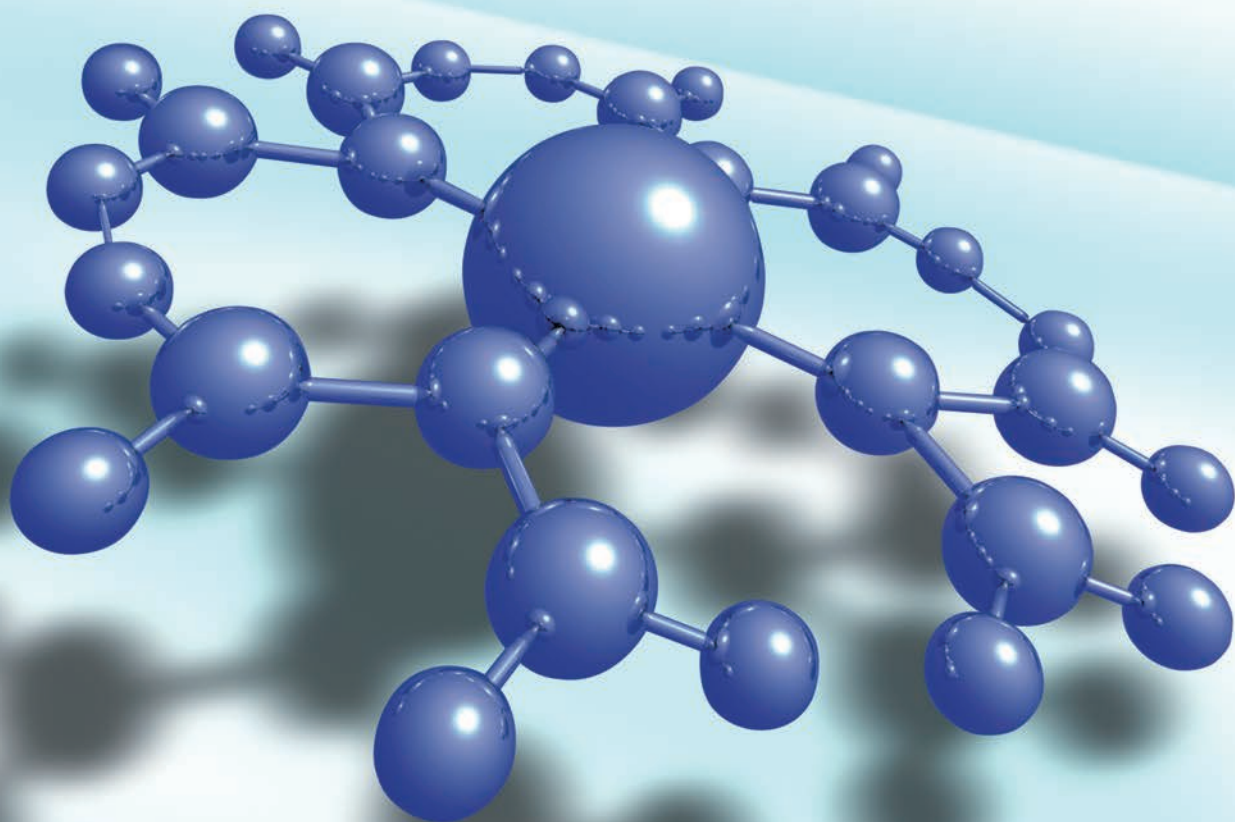
神奈川県地方自治研究センター理事長 上林得郎 ..... 1

逢坂誠二氏講演「地域の元気、それが日本の元気」

編集部 ..... 41

Topics・トピックス・とびっくす

..... 42



公益 神奈川  
社団 県地方自治研究センター

最低賃金とワーキングプアの関係について

まもなく今年度の最低賃金審議会が開催される時期を迎えた。最低賃金は、すべての働く者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用、臨時、パートタイマー、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、県内で働く者と使用者に適用される。現時点の神奈川県最低賃金は、時給868円であるが、この水準は年収に換算すると177万円程度であり、いわゆる年収200万円以下のワーキングプアに該当することをご存じだろうか。

時給を年収に換算する場合、色々な計算方法があるが、労働局が事例で示す場合にもとづくと、時給×8時間(1日の労働時間)×255日(年間所定労働日数)となり、前述の年収額となる。蛇足だが、神奈川県においては、実労働時間は155日であるなどを理由に憲法・最低賃金法違反であるとの裁判が継続中である。

では、ワーキングプアを解消する時給水準はいくらかというと、同じ計算方式で算出すると時給1000円で、やっと年収204万円になるのである。神奈川県の最低賃金水準とワーキングプアとの関係性について、以外と理解・認識されている方は少ないのではないかと感じている。

私は神奈川県最低賃金審議会委員として、昨年の最低賃金審議会で使用者側との審議を経験したが、使用者側は支払い能力を理由に、最低賃金の引き上げに極めて慎重である。中小企業の経営実態を背景としたものであるが、アルバイトの求人広告では時給1000円は標準になりつつあるし、東京では時給1200円の水準も出てきている。顕在化している人手不足を背景に、求人ベースの時給は上昇傾向が続くものと思われる。

アルバイトの求人が1000円で、その企業に勤めている社員の時給が最低賃金に張付いているという現象に、「傷んだ雇用と労働条件」の一端を感じるのは私だけではないと思う。

いまやワーキングプアは1000万人を超えている状況であり、最低賃金を1000円に引き上げて、早期にワーキングプアを解消する必要がある。

雇用戦略対話(2010年6月3日)では、政労使合意事項として「2020年までに景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円をめざす」としており、このことへの道筋づくりが必要だ。

2014春闘において、5月9日連合が発表した第6回回答集計状況については、すでにご案内のとおりであると思うが、約3割の組合が交渉を継続している状況である。最低賃金の取り組みで補完していくことにより、底上げ実現をサポートしていきたい。

林 克己

連合神奈川県事務局長  
神奈川県地方自治研究センター副理事長

# 横浜市のこども子育て政策の推移と課題

神奈川県地方自治研究センター理事長 上林 得郎

## 1. 国と横浜市の少子化対策、保育政策の経緯

### (1) エンゼルプランと

#### 保育の措置から契約へ

1994（H6）年12月、国は少子化対策として、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を厚生省、文部省、労働省、建設省（当時）の4省合意により制定した。1989（H元）年の合計特殊出生率が「1.57」となり、出生率の低下が明らかになったことから「1.57ショック」と呼ばれているが、これを契機に少子化対策を本格的にすすめることになり、子どもを産み育てやすい環境作りについての政策の検討が始められた。その結果、まとめられたものが「エンゼルプラン」であり、1999（H11）年度を目標年次として、保育環境の整備などが進められることとなった。

また、1998（H10）年4月には、児童福祉法の改正が行われ、保育所への入所方式がこれまでの措置制度から利用者による選択利用方式に転換されることになった。これは、社会福祉構造改革の先取りともいわれ、福祉の対象者は増加・多様化してきておりそれへの対応として、行政が一方的な「措置」を行うのではなく、利用者による選択制に改めたのである。同時に、保育所の「保母」の名称を「保育士」に改めることとし、男女共通の名

称となった。

1999（H11）年12月には、少子化対策推進関係閣僚会議で「少子化対策推進基本方針」が決定され、この方針に基づく具体的な実施計画として「新エンゼルプラン」を策定した。これはエンゼルプランを承継するもので、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣の合意による計画として、2000（H12）年度から2004（H16）年度までの5か年の実施計画であった。最終年度に達成すべき目標値の項目には、これまでの保育関係だけでなく、雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加えた幅広い内容となっていた。

一方、横浜市では、国に従い1997（H9）年には待機児童対策を明確に打ち出した。そのための新しい施策として、横浜保育室と幼稚園の預かり保育を実施することとなった。横浜保育室は、3歳未満児の保育ニーズが高まり、認可保育所だけでは入所希望者の期待に応じきれないため、認可外保育施設のうち横浜市独自に定める施設基準や保育水準を満たす事業所について、横浜市の認める保育施設として認定する制度である。横浜市独自の制度として保護者の経済的負担を少なくするための助成金を出すとともに、一定の保育水準を保つ制度となっている。

同時にこの年から、私立幼稚園の預かり保育モデル事業を開始した。これは、私立幼稚園の正規の教育時間の他に、早朝と午後の教育時間終了後に預かり保育を行い、11 時間保育を行うものである。まず5園のモデルからスタートして、保護者の育児支援になっているという文部省の実証結果も出され、2000（H12）年度からは本格的実施となっている。また、後の話になるが、2007（H19）年には学校教育法の改正により「預かり保育」が法律上位置づけられるようになった先進的事例であった。

そして、国のエンゼルプランに対応して、1998（H10）年1月には、横浜版エンゼルプランともいべき計画として「子育てが楽しいまち横浜プラン」を策定した。この計画にあたっては「子育てが楽しいまち横浜委員会」が設置され、この委員会の提案を受け横浜こども子育てサポート事業などが2000年以降実施に移されていった。

1994年以降の国と横浜市の子育て政策の推移を見たのが図表1であり、この流れにしたがって経過を追っていききたい。

図表1 国と横浜市の少子化対策・こども子育て支援政策推移

国の施策		横浜市の施策	
1994(H6)年12月	「エンゼルプラン」策定	1997(H9)年	横浜保育室(認可外施設)を創設 幼稚園の預かり保育モデル事業開始
1998(H10)年4月	児童福祉法改正。措置から選択(契約)へ、保母から保育士へ	1998(H10)年1月	「子育てが楽しいまち横浜プラン」策定
1999(H11)年12月	「新エンゼルプラン」策定	2000(H12)年4月	横浜型幼稚園預かり保育、本格実施
2000(H12)年3月	保育所設置主体の制限撤廃		
2001(H13)年7月	待機児童ゼロ作戦		
2002(H14)年9月	「少子化対策プラスワン」策定	2002(H14)年1月	区役所に福祉保健センター設置
2003(H15)年3月	「次世代育成支援に関する当面の取組方針」決定	2003(H15)年4月	子育て支援事業本部発足
〃 7月	次世代育成支援対策推進法成立		
〃 7月	少子化社会対策基本法成立	2004(H16)年4月	区役所に保育担当係長設置 市立保育所の区役所への移管
2004(H16)年12月	「子ども・子育て応援プラン」策定		
		2005(H17)年4月	「かがやけ横浜こどもプラン」策定
2006(H18)年6月	就学前児童保育等推進法成立	2006(H18)年4月	こども青少年局発足
2007(H19)年12月	「子どもと家族を応援する日本」重点政策決定	2007(H19)年	横浜型幼稚園預かり保育が、学校教育法の改正により法律上の制度としていちづけ
2008(H20)年2月	新待機児童ゼロ作戦		
2009(H21)年2月	次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて	2009(H21)年4月	福祉保健センターの機構再編。こども家庭支援課の設置
		2009(H21)年10月	保育所待機児童解消プロジェクト発足
		2010(H22)年3月	同プロジェクト報告書
2010(H22)年2月	「子ども・子育てビジョン」閣議決定。子ども子育て新システム検討会議の設置	2010(H22)年4月	緊急保育対策担当(部長)を設置。区政推進課に緊急保育対策担当係長(こども青少年局兼務)を配置(8区)
		2010～2011年	保育所整備マッチング事業
		2010(H22)年6月	「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」策定
		2010(H22)年9月	NPO型家庭的保育事業発足
		2011年2～6月	区に保育コンシェルジュ配置(3→18区)
2012(H24)年3月	子ども子育て新システムの基本制度を閣議決定	2011(H23)年4月	全区に緊急保育対策担当係長(兼務係長)配置
2012(H24)年8月	子ども・子育て関連3法成立		
2013(H25)年4月	待機児童解消加速化プラン	2013(H25)年4月	待機児童ゼロ達成

※出所：『平成25年版少子化社会対策白書』、横浜市政策局政策課「調査季報」No.172（2013年3月）及びNo.173（2013年11月）等をもとに上林作成

## (2) 待機児童ゼロ作戦と

### 次世代育成支援施策

国は、待機児童の解消等の課題に対して地域の実情に応じた取組みを容易にする観点も踏まえ、2000（H12）年3月、保育所の設置主体制限を撤廃し、保育所設置にあたって資産保有の要件を緩和するとともに、最低定員の引下げを行った。これまで自治体や社会福祉法人だけに限られていた保育所の設置・運営を、企業など株式会社や民間の団体でも一定の基準を満たせば保育所を設置・運営することが可能になった。

2001（H13）年7月には、「待機児童ゼロ作戦」を厚生労働省が策定した。これは、仕事と子育ての両立支援の一環として、地域の保育需要に的確に応えた保育サービスの提供が行われるよう取り組むため、保育所の他に、家庭的保育（保育ママ）、自治体単独施策、幼稚園預かり保育等を活用し、2002（H14）年度中に5万人、さらに2004（H16）年度までに10万人、計15万人の受入児童数の増を図り、待機児童の減少を目指す取組み策を盛り込んでいた。

2002（H14）年9月になると、もう一段の少子化対策を推進するために、「少子化対策プラスワン」を厚生労働省が立案した。「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」などを追加している。

2003（H15）年3月には、「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を策定した。これは、従来の取組みに加え、もう一段の取組みとして厚生労働省が立案し、待機児童の多い市町村に保育計画の策定を義務化したものであった。そしてこの年の7月には、「次世代育成支援対策推進法」が成立し、自治体及び企業において10年間の集中的・計

画的な次世代育成の取組を促進する義務づけを行ったのである。

さらに同年7月には、議員立法により「少子化社会対策基本法」が成立した。この基本法によれば、総理大臣を会長とする全閣僚からなる「少子化社会対策会議」を設置し、少子化に対処するための指針としての大綱を策定することを政府に義務づけたのである。

2004（H16）年12月に、同基本法にそって少子化社会対策大綱がつけられ、これに基づく重点施策の具体的実施計画について、少子化社会対策会議が「子ども・子育て応援プラン」を決定した。これは新エンゼルプランを承継・発展し、少子化の流れを変えるための重点施策の具体的実施計画として制定したもので、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」「子育ての新たな支え合いと連帯」などの理念とともに、地域子育て支援センターを合わせて全国6,000か所つくる目標などが掲げられていた。

横浜市では、区役所を市民サービス提供の拠点として機能強化する機構づくりが行われてきていたが、2002（H14）年1月から区役所に福祉保健センターが設置されることになった。福祉・保健に関する相談からサービス提供までを一体的に対応できるようにするため、これまでの区福祉部（福祉事務所）と保健所が組織的に統合されたのである。この福祉保健センターには「サービス課」がつけられ、高齢者・障がい者・こども・保護のそれぞれの対象者別に「担当係」が置かれたのである。

翌年2003（H15）年4月に市役所の大幅な機構改革が行われ、重要かつ緊急な行政課題を解決するために横浜型事業本部というべき組織が作られた。国の待機児童ゼロ作戦にあわせたかたちでつけられたのが「子育て支援事業本部」である。事業本部制はこのほか「横浜プロモーション推進事業本部」と翌年

から「市民協働事業推進本部」が設置された。いずれも3年間の時限的組織であり、特定の行政課題について局長と同等の権限を持つ本部長の下に、部長を置かないフラットの組織で意思決定を行い、所管事項に迅速に対応できるようにしたものである。

2004（H16）年4月には、各区役所に副区長が置かれることになり、福祉保健センターには保育担当係長が配置され、市立保育所～福祉局から区役所へ移管するなど区への分権化が進められていった。

新設された子育て支援事業本部は、発足時の待機児童数は1,123人であり、2003年度から2005年までの3年間で保育所の定員を大幅に増加させる計画をたてた。認可保育所の新設だけでなく、横浜保育室と幼稚園の預かり保育の増加もあわせて行い、多数の保育施設を効率的・効果的に整備するため多様な整備手法に取り組んでいった。その結果、事業本部が解散した2006年4月には、保育所数が110カ所、定員増は8,011人で当初の目標を大きく上回った。しかし、待機児童数は770人減少したものの、353人が待機児童として残る結果であった（図表2）。

「保育所の整備が新たな保育需要を喚起し、保育所を整備しても整備しても待機児童が減らない」といういたちごっこのような状態だと受け止められていた（注1）。

横浜市では、2003年に成立した次世代育成支援法に基づく行動計画づくりが義務づけられたのを受け、行動計画づくりが進められた。子育て中の市民に対するニーズ調査と検討委員会による審議が行われ、2005（H17）年4月には「かがやけ横浜こどもプラン」がこの行動計画として発表された。この計画は、横浜市にとって総合的な子育て支援施策の出発点であり、5年後に達成すべき目標が明確にされていた。

### （3）認定こども園の発足、

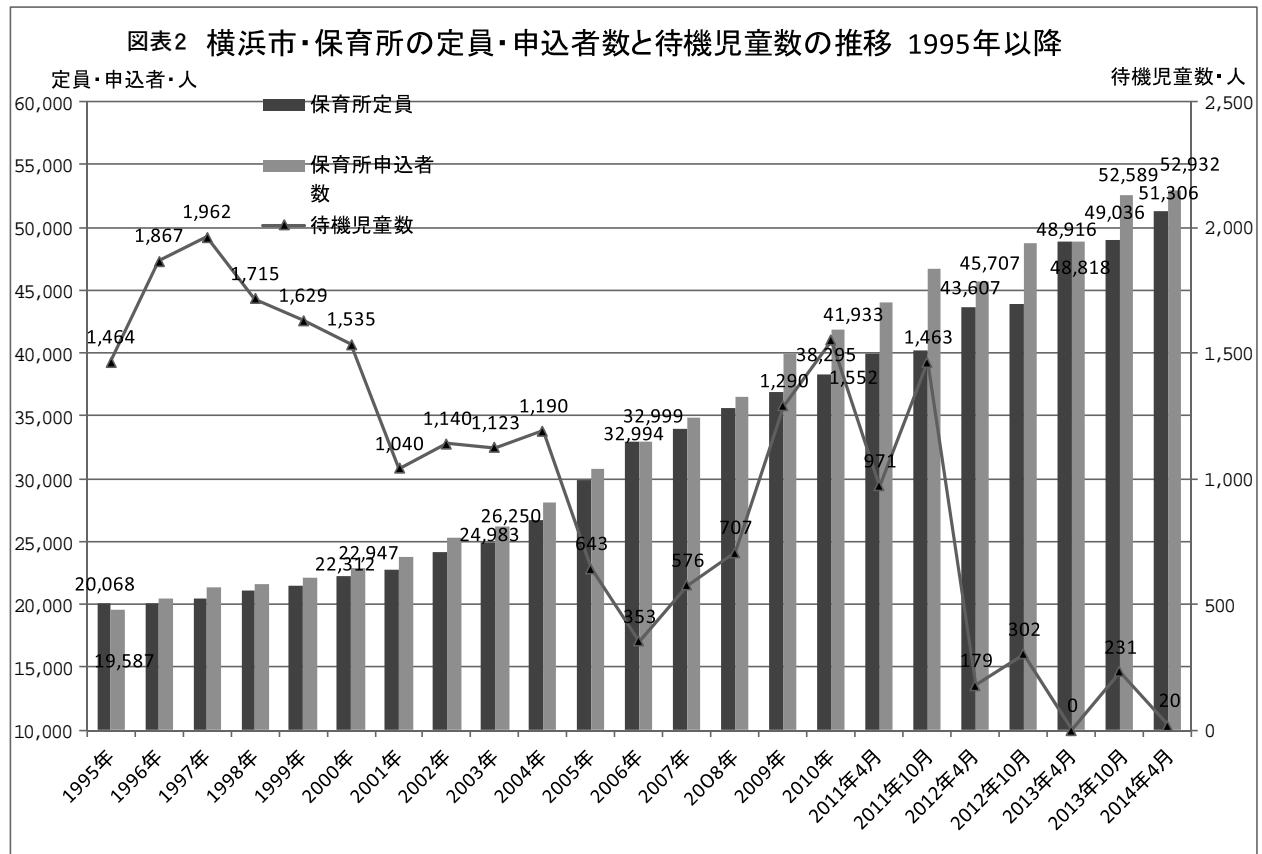
#### 新しい少子化対策

国は2006（H18）年6月に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（略称・就学前児童保育等推進法。後に改正され「認定こども園法」と略称されることになった）を成立させ、子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じるものとした。具体的には、幼稚園と保育所を一体として幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備えた「認定こども園」を創設することになった。認定こども園は、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地域裁量型の4種類の幼児教育と保育を一体化した施設の設置が認められるようになった。

また、同年6月には少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定された。ここでは、すべての子育て家庭を支援するという視点を持ち、子どもの成長に応じて子育て支援のニーズが変化することに対応して、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの年齢進行ごとの子育て支援策を掲げていた。

さらに2007（H19）年12月には、少子化社会対策会議において、「こどもと家族を応援する日本」重点政策がまとめられ、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を同時並行的に取り組んでいくことが必要だとされていた。

翌年の2008（H20）年2月には、前述の重点政策を受け、新待機児童ゼロ作戦を打ち出した。今後3年間で集中重点期間とし、取組を進めることを目標にして厚生労働省が作成したものであり、「希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会



を目指して」と副題がつけられていた。ここでも、こどもの育成に社会全体で取り組むため、待機児童解消をはじめとして保育政策を質・量とも充実・強化する方針が打ち出されたのであった。

横浜市では、2006（H18）年4月に3年間限定の子育て支援事業本部が解散し、局が新たに再編成された。子育て支援事業本部の機能を引き継ぐとともに、福祉局にあった保育所運営の機能や、市民局にあった青少年対策を一つの局にまとめて「こども青少年局」が新しく発足した。福祉局は、衛生局が持っていた地域医療や生活衛生の機能を併せ持ち、健康福祉局となった。

2009（H21）年4月には、地域の多彩な活動を支えるため、区役所の福祉保健センターの機構再編がおこなわれた。これまでの「サービス課」を「こども家庭支援課」「高齢・障害支援課」「保護課」へ再編し、対象者別

に相談からサービス提供までの一本化を図ったのである。

この間、保育所の定員は、2006年度に950人、2007年度1,638人、2008年度1,289人、2009年度1,424人と毎年増加させていたが、申込者の増加に追いつかず、待機児童数は2006年度の353人から2010年4月には1,552人にまで増加を続けてきた。

#### （4）国の政権交代と

##### 横浜市長交代後の変化

2009年8月の総選挙の結果により自民政権から民主党政権に交代した。また、中田宏市長の突然の辞任を受けて、この総選挙と同時に横浜市長選挙が行われ、林文字新市長が誕生した。その後、こども子育て政策は大きな変化を見ることになった。

政権交代の前の2009年1月に、少子化社会対策会議の決定を受け内閣府に「ゼロから

考える少子化対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、同年6月にはこのプロジェクトからの提言「みんなの少子化対策」がまとめられていた。

自公内閣から民主党内閣に政権交代後、2009（H11）年10月に内閣府の少子化対策担当の政務三役で構成する「子ども・子育てビジョン（仮称）検討ワーキングチーム」を立ち上げ、学識者をはじめ自治体など関係者からのヒアリングを重ね、2010（H22）年1月に「子ども・子育てビジョン」を新たな少子化社会対策大綱として制定した。これまでの理念を「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」を目指すことを中心に据えて、「社会全体で子育てを支える」「『希望』がかなえられる」を基本的考え方に据えた政策大綱である。

s また、この新ビジョンに基づいて関連閣僚を構成員とする「子ども子育て新システム検討会議」の設置を行い、その下に副大臣、政務官からなる作業グループを置き、幼保一元化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築に向けて検討することとなった。その年の9月からは、作

業グループの下に有識者、保育・幼稚園関係者、自治体、事業主代表、労働者代表、子ども手当当事者の参加を得て、「基本制度」「幼保一元化」「こども指針（仮称）」の3つのワーキングチームが作られた。

約1年半にわたってワーキングチームによる議論が合計35回にもものぼり、その結果は、2012（H24）年2月にはまとめられ、内容が公表された。3月には「こども子育て新システムの基本制度」を少子化社会対策会議で決定した。この内容を法案化し、社会保障・税一体改革関連法案としていわゆる「子ども3法」（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法案）が国会に提出された。

この法案は、自民・公明・民主3党による社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合による議論と合意を踏まえて、法案の一部を議員修正することになり、2012（H24）年8月に「子ども3法」が成立する運びとなった。この子ども・子育て関連3法に基づく制度については図表3のような

図表3 子ども・子育て新制度 給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付		地域子ども・子育て支援事業
教育・保育給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設型給付               <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園</li> <li>・幼稚園</li> <li>・保育所</li> </ul> </li> <li>■地域型保育給付               <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育(利用定員6人以上19人以下)</li> <li>・家庭的保育(利用定員5人以下)</li> <li>・居宅訪問型保育</li> <li>・事業所内保育</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者支援</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・一時預かり</li> <li>・乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>・子育て短期支援事業</li> <li>・延長保育事業</li> <li>・病児・病後児保育事業</li> <li>・放課後児童クラブ</li> <li>・妊婦健診</li> <li>・実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> <li>・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</li> </ul>
現金給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童手当</li> </ul>	

※出所：横浜市子ども青少年局説明会資料をもとに上林作成



内容となっている。

2012年12月の総選挙で、民主党から自民党内閣に政権交代した。厚生労働省は翌2013年6月に「待機児童解消加速度プラン」を策定した。保育所待機児童の8割が首都圏、近畿圏の大都市に集中していることから、緊急に2013～14年度で約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として支援パッケージをまとめたものである。横浜市が行ってきた賃貸方式や市有地を活用した保育所整備、保育士の確保策などを参考にしながら、新制度の発足を待たずに保育緊急確保事業を行うことになったものである。

横浜市では、中田市長突然の辞任を受けて、2009年8月の総選挙と同日に市長選挙が行われ、初の女性市長が誕生した。当選した林市長の選挙公約には、子ども子育て支援が中心に据えられていたことから、2009（H11）年10月には、市長を座長とした「保育所待機児童解消プロジェクト」を発足させた。特にメンバーには係長クラスの若い職員を多く入れ、18回にわたる討議と、保育事業者をはじめ相談機関、鉄道事業者や他局の行政関係者まで25回にわたってヒアリングを行った。翌2010年3月に同プロジェクト報告書がまとめられ、このプロジェクト報告書で出だされた様々な提案を下に、市役所全体で待機児童ゼロを目指して取り組むことになった。

2010年4月の新しい年度には、こども青少年局に緊急保育対策担当（部長）を設置し、全体的な指揮を執ることになった。そして特に緊急対策が求められていた8区の区政推進課に緊急保育対策担当係長（こども青少年局兼務）を配置し、地域事情に明るい区役所を中心にして保育施策の推進を図ることになった。待機児童対策を区政運営の重要課題として位置づけ、区内の総合調整を担当する区政推進室に保育担当係長が置かれたのが特

徴である。翌年4月には18区すべてに兼任係長が配置された。

2013年4月までに待機児童をゼロにする目標を明確にした上で、各区の「ゼロプラン」が立てられた。区ごとに必要な保育所の整備量を明らかにするために、地域別、年齢別の保育を必要とするデータが整理され、それを一覧表にして誰でも分かるようにした。そのうえで、緊急に整備されるのが望ましい場所を絞り込み、その地域に見合った施策のメニューが選択されていった。

そして、2010～2011年にかけて、民間保育所の整備を積極的に展開した。法人の所有地の活用、市有地を貸し付けての施設整備、ビルの内装改修などを行って施設を整備すること、設備整備に対する補助制度の活用など、土地・建物の所有者と保育所を運営する法人等とを積極的に紹介する保育所整備マッチング事業などが取り組まれた。

2010年6月には、子どもプランを拡充した「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」が策定された。横浜こどもプランの対象範囲を青年までに広げ、「こども青少年プラン」とし施策を拡充した。

また、3歳未満児の保育需要が高くなっていることから、横浜保育室のさらなる拡充を進めるとともに、2010年9月にはNPO等を活用した家庭的保育事業を新たに発足させた。これまでは家庭福祉員による個人の家庭保育福祉員制度だけであり、これは1960（S35）年以来の古い歴史を持っていたが、2000年4月から法定化され、これにより家庭的保育事業のガイドラインが明確になった。その後さらに3歳未満児の保育需要が高まったことから、個人だけでは受け入れ人数に限界があり、NPOなどによる6～9人の小規模保育を実施することにした。保育の実施場所についても、個人自宅から賃貸物件でも保育を実施することを可能にして、NPO

など法人を事業実施者として認定したものである。

また保育サービスに関する専門相談員を2011年2月にモデル的に3区に配置し「保育コンシェルジュ」と呼ぶことにした。その後、6月には18区すべてに配置された。保育コンシェルジュの業務は、保育サービスに関する相談と、認可保育所の定員不足から来る入所保留者に対して横浜保育室や家庭的保育、幼稚園の預かり保育などを紹介するアフターフォローを行うこと、それらの保育情報を収集することなどである。2013年度からは最初の3区には2名の配置になり、2014年度からはさらに6区が複数配置となる。

こうした様々な工夫と努力により2013年4月には目標としていた待機児童ゼロを達成することができた。3年間の必死な努力によって保育所数で144カ所、定員で1万621人増加させることによって、1,552人あった待機児童をゼロにしたわけで、日本最大の都市での快挙と報道されていた。

しかし、10月になって、さらに入所希望者が増加し、既に認可保育所の定員がたりな

くなってきたことから、新たに231人の待機児童を発生させることになってしまった。年度当初に定員を上回って入所している保育園もあり、年度途中での入所はきわめて難しい状態にある。

そして2014年4月1現在では、残念ながら20人の待機児童を生じることになり、2年連続でのゼロは達成できなかった。2013年4月と比較して保育所入所申込者は4,114名増加して5万2,932人と過去最大の伸びとなり、保育所の定員を当初1,525人増加の予定を2,390に増やし、5万1,306人に拡大したが、「予想以上の空前の伸び」に翻弄されたかたちになった。昨年のゼロ達成が報じられてから転入者が増え、育児休暇明けの申込者も増加し、自宅で育児をしていた人からも「預けられるなら働きたい」として申し込んだと見られる(2014.5.21朝日新聞)。

今後、さらにきめ細かな保育政策を展開するとともに、諦めることなく保育施設の整備を進めるとともに、様々な子育て支援施策の継続・拡大を期待したい。

## 2. 横浜市の保育・幼児教育の現状

### (1) 保育・幼児施設の概要

国と横浜市の保育・子育て政策の経緯について概略を見てきたが、横浜市の保育・幼児教育の現状についてやや詳しく見ていくことにする。

図表4は、2013年4月現在のデータを中心に横浜市の保育・幼児教育の現状をまとめたものである。これによると、認可保育所が582カ所、定員4万9,061人である。市立が90施設で定員8,416人であり、この中には公設民営の指定管理者による管理運営の保育所が2カ所含まれている。私立の保育所は492施設で定員が4万645人となっており、この

中には認定こども園(すべて幼保連携型)が15施設、定員848人が含まれている。

既に見たとおり、認可保育所では特に3歳児未満児の定員が少ないことから、家庭的保育事業をおこなっており、家庭保育福祉員による個人保育とNPO等による家庭的保育があり、あわせて535人の定員となっている。

そのほか認可外保育施設が424施設、定員9,794人となっている。このうち横浜市が独自に定める施設や保育水準を満たした横浜保育室が155施設、定員5,257人となっており、認可外保育所の半数以上を占めている。以上が児童福祉法に基づく施設等である。

図表4 横浜市における保育・幼児教育の現状 2013.12.25現在、横浜市こども青少年局HP.

児童福祉法	保 育 所 (児童福祉法第39条) 582施設 定員49,061人	市立(2013.6.1:現在)		民間(2013.6.1現在)		
		90施設 (公設民営2含む)	定員 8,416人	492施設	定員 40,645人	
	家庭的保育事業 (児童福祉法第6条の3)	家庭保育福祉員		56人 (2013.4.1現在)	定員 220人	
		NPO等を活用した 家庭的保育事業		36施設 (2013.4.1現在)	定員 315人	
		横浜保育室		155施設 (2013.10.1現在)	定員 5,257人	
	認可外保育施設 (児童福祉法第59条)	一般認可外 保育施設		162施設 (2013.4.1現在)	定員 3,064人	
		事業所内保育施設		81施設 (2013.4.1現在)	定員 1,148人	
		ベビーホテル		26施設 (2013.4.1現在)	定員 325人	
	学校教育法	幼 稚 園 (学校教育法第1条) 286施設 学級数 2,327学級	市立(2013.5.1:現在)		民間(2013.5.1現在)	
0施設			定員 0人	286施設 (休園1を含む)	定員 58,427人	
		私立幼稚園預かり保育 (横浜市要綱・市認定)		129施設 (2013.4.1現在)	定員 3,866人	

種 別	定 義
保 育 所	日々、保護者の委託を受けて、保育に欠けるその幼児または幼児を保育することを目的とする施設。
家庭的保育事業	保育士または研修を受けて市町村の認定を受けた「家庭的保育者」が、自宅等で児童を保育する目的とした事業。
家庭保育福祉員	市長の認定を受けた福祉員が、保護者の委託を受けて、保育に欠ける低年齢児を家庭的な雰囲気の中で保育する制度。
NPO等を活用した 家庭的保育事業	NPO法人等の保育に関するノウハウを活用し、保護者の委託を受けて、複数の保育者が、保育に欠ける低年齢児を家庭的な雰囲気の中で保育する制度。
認可外保育施設	保育所以外の保育施設であって、行政庁による設置認可を受けていないものの総称。
横浜保育室	3歳未満児の待機児童の解消、認可保育所では対応しきれない多様な保育ニーズへの対応、保護者負担の軽減などを目的に、横浜市が独自に定める設備や保育水準を満たす施設を「横浜保育室」として認定した認可外保育施設。
一般認可外保育施設	認可外保育施設のうち、横浜市が援護費を交付していないものであって、事業所内保育施設及びベビーホテル以外のもの。
事業所内保育施設	企業・病院などが、従業員を確保するために、福利厚生施設の一環として設置している従業員のための保育施設。
ベビーホテル	認可外の保育施設であって、夜間保育、宿泊を伴う保育、または時間単位で一時的預かりのいずれかを行っているもの。
幼稚園	幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設【県所管】
私立幼稚園預かり保育	市長の認定を受けた私立幼稚園が、保育を必要とする園児または弟妹園児にたいし、幼稚園の正規教育時間を含み日中11時間以上(土曜日は8時間以上)の保育を実施する制度。
註)認定こども園(幼保連携型)	認定こども園は、幼稚園・保育所等のうち、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」を備える施設で、神奈川県が認定した施設。幼保連携型は、幼稚園と保育所がともに認可を受けていて、両者が連携して一体的な運営を行う形態。

図表5 横浜市の保育サービスの事業別比較

横浜市子ども子育て会議資料より

事業名		認可保育所(民間)	横浜保育室	家庭的保育		私立幼稚園預かり保育	
事業主体		横浜市	民間事業者	横浜市		民間事業者	
運営主体		社会福祉法人等	個人、法人または任意団体	家庭保育福祉員	NPO法人等	私立幼稚園	
保育者の資格・要件	(根拠)	保育所(児童福祉法)	3分の2以上は保育士、看護師等の有資格者(横浜市要綱)	保育士、看護師、幼稚園教諭及び家庭的保育経験者(児童福祉法・横浜市要綱)	保育士及び保育士と同等の知識及び経験を有する者(児童福祉法)	2分の1以上は幼稚園教諭、保育士等の有資格者(横浜市要綱)	2分の1以上は幼稚園教諭、保育士等の有資格者。1人以上は常勤の保育士(横浜市要綱)
対象年齢		未就学児	主として3歳未満児	3歳未満児		主として3歳以上児	3歳未満児
申込方法		区福祉保健センターに申込み	利用者と事業者の直接契約	区福祉保健センターに申込み	利用者と事業者の直接契約	利用者と事業者の直接契約	
保育時間	基本時間	8~11時間(7:30~18:30)	月-金 7:30~18.30 土 7:30~15:30	月-金 8:30~16.30 土 8:30~12:30	月-金 7:30~18.30 土 7:30~15:30	月-金 7:30~18.30 土 7:30~15:30(幼稚園の正規教育時間を含む)	月-金 7:30~18.30 土 7:30~15:30
	延長時間	7:30までの保育及び18:30を超え最長20:00まで(夜間保育所は最長22:30まで)	施設が独自に設定 *助成時間は7:30~22:00	月-金 7:30~19.00 土 7:30~15:00	基本時間を含め10時間以上を施設が独自に設定(保護者との協議)	なし	なし
保育料	基本料金	国基準に基づく徴収額(横浜市が徴収)	月額 58,100円(上限) *施設が独自に設定(事業者が徴収)	月額 57,200円(事業者が徴収)	月額 9,000円(上限) *施設が独自に設定(事業者が徴収)	月額 58,100円(上限) *施設が独自に設定(事業者が徴収)	
	(市費による軽減)	あり(所得に応じて負担額を区分)	あり(所得に応じて軽減額を区分)	あり(所得に応じて負担額を区分)	なし		
	第2子減免額	第1子保育料の40%~60%	月額 18,000円	第1子保育料の40%~60%	なし	月額 18,000円	
	延長料金	月額 1,700/時間(所得及び多子区分による軽減あり)	310円/時間(ガイドライン)	310円/時間(所得及び多子区分による軽減あり)	なし		
国補助事業対象	負担金・補助金名	児童福祉費負担金	なし	保育対策等促進事業	安心子ども基金	なし	
	補助率	1/2		1/3	10/10		

幼稚園は、学校教育に基づく教育施設であり、市内の幼稚園はすべて私立で286施設、2,327学級、定員は5万8,427人である。幼稚園は、4時間教育を原則とする幼児教育施設であるが、横浜市では幼稚園を地域の保育資源として位置づけ、認可保育所並みの11時間保育を提供するモデル事業が1997年に

始まり、2000年に本格実施となった（図表6-3）。また、2007年には学校教育法の改正により「預かり保育」が法的に位置づけられた。預かり保育実施は129施設、定員が3,866人となっている。横浜市のこれら保育サービスについてその内容を、それぞれ事業別に比較したのが図表5である。事業主体

図表6-1 保育所の経営形態別施設数

各年4月1日現在

	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)
公 立	123	118	114	110	106	102	102	98	94	90	88
公設公営	121	116	112	108	104	100	100	96	92	88	86
指定管理者	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
私 立	166	209	254	273	296	318	334	361	413	490	523
社福法人	124	150	177	187	195	205	211	223	243	277	287
財団法人	3	3	3	4	4	4	4	4	5	6	6
宗教法人	12	11	11	9	9	8	8	8	8	7	7
学校法人	0	0	1	5	7	10	12	13	17	20	20
株式会社等	10	25	38	44	55	65	73	87	114	152	175
NPO法人	2	6	10	10	12	12	12	13	15	17	18
個人	15	14	14	14	14	14	14	13	11	11	10
施設数合計	289	327	368	383	402	420	436	459	507	580	611
定 員(人)	26,689	29,888	32,994	33,944	35,582	36,871	38,295	40,007	43,932	48,916	51,306

図表6-2 保育所開所時間

朝延長 7:30 朝長時間 夕長時間 18:30 夕延長

時間延長サービス (利用料徴収)	長時間保育	原則保育時間 8時間	長時間保育	時間延長サービス (利用料徴収)
← 11時間 →				

図表6-3 開所時間別施設数

開所時間	2004(H16)年度			2013(H25)年度			増 △減		
	公立	民間	合計	公立	民間	合計	公立	民間	合計
8時間	0	2	2	0	0	0	0	△ 2	△ 2
8時間超～11時間未満	0	9	9	0	3	3	0	△ 6	△ 6
11時間	61	19	80	35	17	52	△ 26	△ 2	△ 28
11時間超～12時間未満	0	38	38	0	37	37	0	△ 1	△ 1
12時間超～13時間未満	60	29	89	53	136	189	△ 7	107	100
13時間超～14時間未満	2	54	56	2	238	240	0	184	184
14時間超～15時間未満	0	14	14	0	58	58	0	44	44
夜間保育所	0	1	1	0	1	1	0	0	0
合 計	123	166	289	90	490	580	△ 33	324	291

図表6-4 私立幼稚園の預かり保育

月～金	7:30～9:00 預かり保育	9:00～14:00 幼稚園 正規教育時間	14:00～18:30 預かり保育
-----	--------------------	-----------------------------	----------------------

土 7:30～15:30（「平日型」は土曜休園）

横浜市子ども子育て会議資料をもとに作成

は、認可保育所と家庭的保育が横浜市であり、運営主体は、社会福祉法人、企業など法人、個人、NPO など多様である。保育者の資格・要件は、認可保育所と家庭的保育が児童福祉法に基づく要件を必要としているほか、横浜保育室と私立幼稚園預かり保育は、横浜市の定める要綱に基づいている。申込方法は、認可保育所と家庭保育福祉員は区福祉保健センターで申し込むほか、利用者と事業者の契約によっている。

保育所の経営形態について見たのが図表 6-1 である。市立保育所は、中田市政の民営化方針に基づき毎年 4 園ずつ民営化が進められており、この 10 年間で 38 カ所が民営化されている（詳細は後述）。私立保育所は、この 10 年で 324 施設増加して約 3 倍になっている。

経営形態別に見ると、社会福祉法人が 244 箇所がこの 10 年で 2.2 倍に増加し、ほぼ半数（47.8%）を占めている。これに続いて多いのが株式会社等企業によるもので、この 10 年間で 15 倍と急増して 152 箇所となり 4 分の 1（26.2%）を占めている。

保育時間については、認可保育所が 8 時間を原則保育として、早朝と夜の長時間保育を行って 11 時間となって、これが保育料の範囲とされている（図表 6-2）。これを超える早朝と夜間については時間延長サービスが園によって行われるところがあり、延長料金は保護者の負担となる。この開所時間については、図表 6-3 のように、この 10 年間で時間延長を行う保育園が大きく伸びている。13～14 時間未満が 184 箇所増え 240 箇所（41.7%）を占め、12～13 時間未満が 100 箇所増え 189 箇所（32.6%）となっている。保育時間が著しく長くなっている傾向を読み取ることができる。

保育料については、認可保育所では国の基準をもとにして、横浜市が条例で定めてい

る。国の基準は、前年度の所得税額に応じて 6 段階（非保護世帯、市民税非課税を含めて 8 段階）に分かれているが、横浜市では市民税非課税世帯が 5 段階、課税世帯は 25 段階に細かく分かれている。きめ細かく分かれているとともに、所得の最も多い層で国基準より 3 割近く、平均で 25%ほど低く設定されている。認可保育所の保育料は横浜市が徴収することになっている。

横浜保育室は、保育料の最高額を横浜市の要綱で定めており、施設がその範囲で独自に料金を設定しており、所得に応じて軽減分を市が負担することになっている。家庭的保育についても同様である。私立幼稚園預かり保育についても上限を市の要綱で定め、施設が独自に料金設定することになっている。これらは、いずれも事業者が料金を徴収することになっている。

## (2) 学齢前児童の居場所変化

全国的に 15 歳未満の子どもの人口が減少を続けてきており、33 年続けて減少しているといわれており、全人口に占める割合も 40 年間続けて減少している（注 2）。横浜市でも、2003 年の 20 万 1,063 人をピークに毎年減少を続けており、2013 年 4 月には 19 万 106 人にまで 10 年間で 1 万 1 千人の減少である。減少し続ける子どもの人口の中で、学齢前の児童の居場所の変化を細かく見たのが図表 7 である。3 歳未満児と 3～5 歳児に分けてグラフ化している。

3 歳未満児は、総数で 2004 年の 9 万 9,943 人から 2013 年 4 月には 9 万 4,060 人に 5,883 人減少している。その中でも、保育所の入所者は 9,312 人から 1 万 9,506 人に倍増している。在宅（無認可施設への入所者を含む）の児童は 8 万 7,557 人から 1 万 7,622 人減少し、3 歳未満児の保育需要の急速な拡大を読み取ることができる。

図表7-1

### 3歳未満児の居場所の変化



図表7-2

### 3～5歳児の居場所の変化



3～5歳児についても、総数では2004年の10万1,683人から2013年には9万6,046人に5,637人減少している。幼稚園の在園者は6万1,657人から5万3,527に8,130人と大きく減少し、幼稚園の預かり保育が、1,262人から4,900人に約4倍に増えている。保育所の入所者が1万6,994人から2万6,750に9,756人と大きく増加し、認定こども園を含めると1万人以上の増加となっている。在宅の児童は、2万1,224人から9,984人に半数以下となり、ここでも保育需要の大きな増加を読み取ることができる。

### (3) 待機児童数の変化

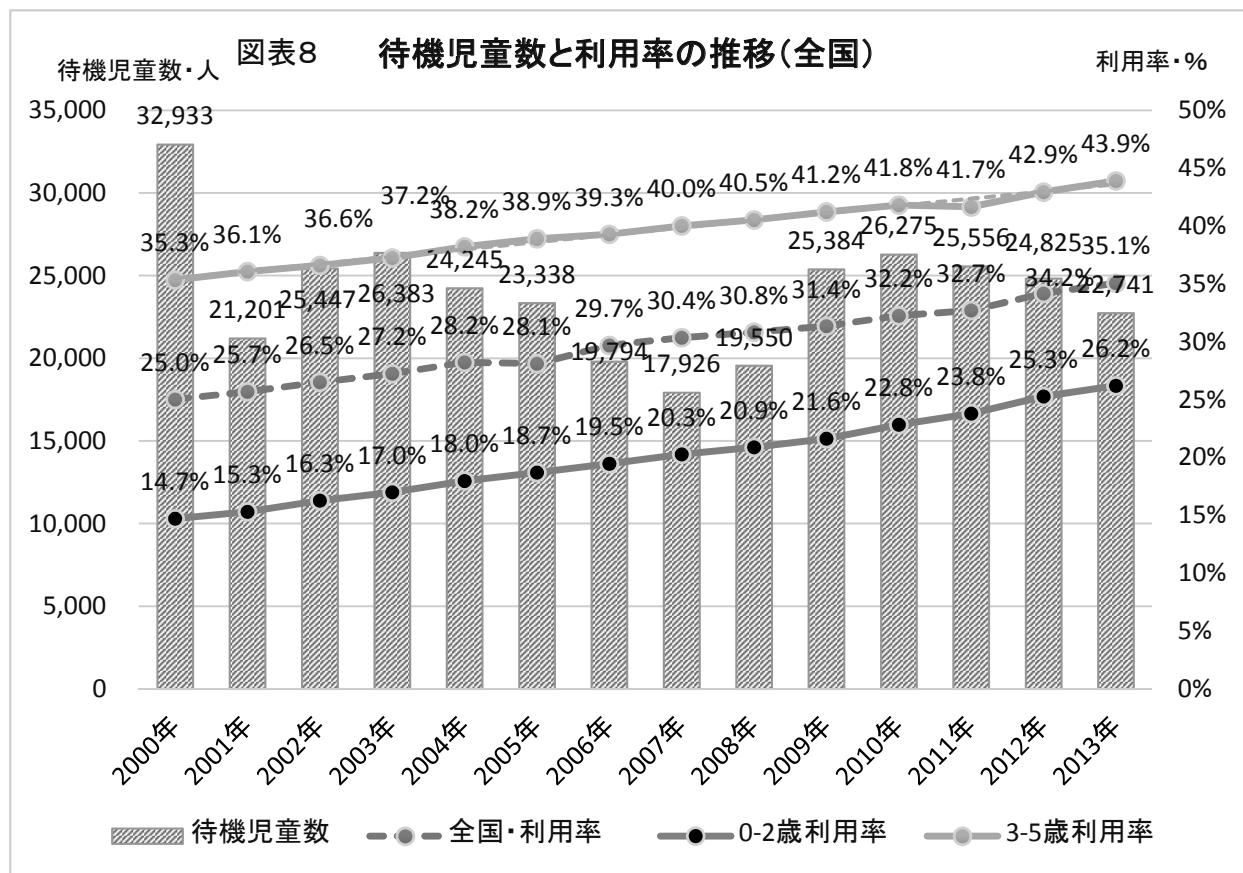
保育所に申込をしても入所できない待機児童数は、この間大きく変動してきている。

全国的に見ると図表8に見られるように、2000年から2001年で3万2,933人から2万2,101人に1万1千人の減少となり、その後

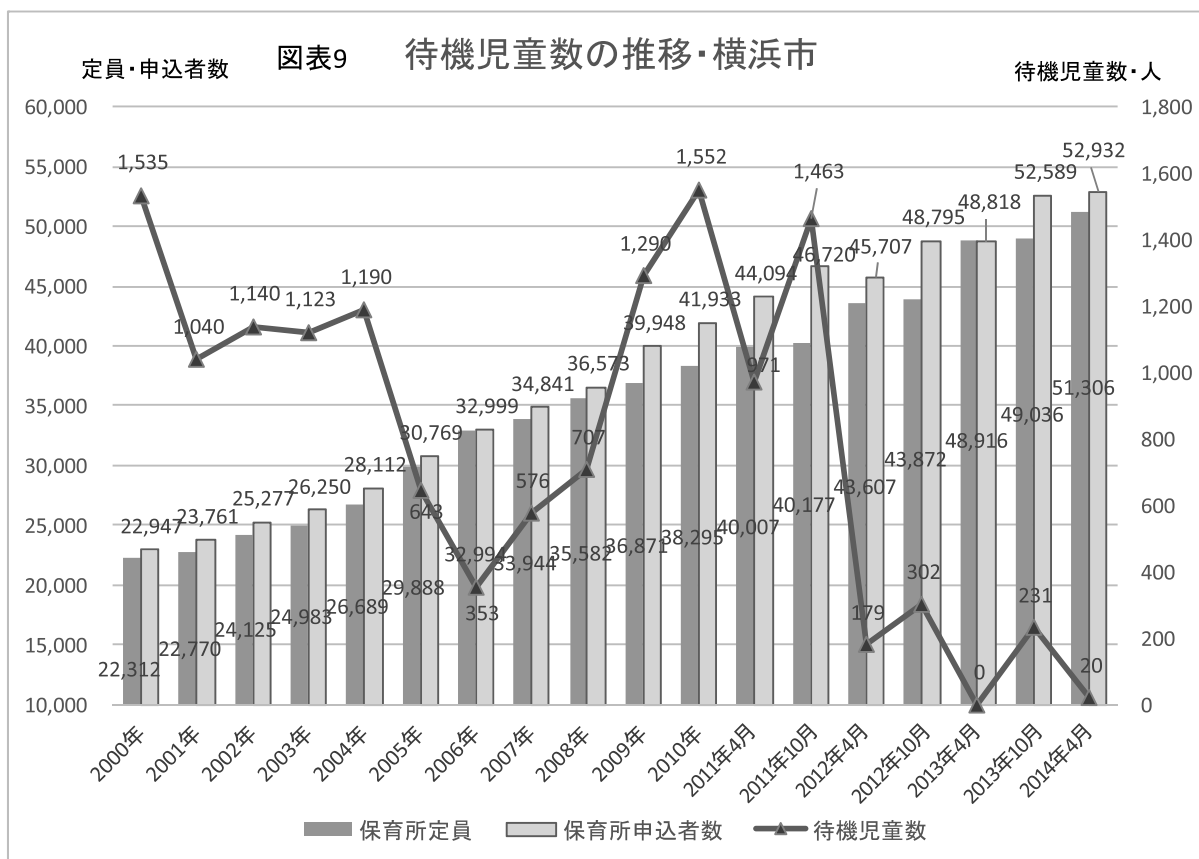
は増加に転じ2003年まで上がり続け、その後減少して2007年には1万9,794人と最も低くなった。その後はまた増加に転じ、2010年に2万6,275人とピークを迎え、以降なだらかな減少傾向を示している。

2001年に待機児童数が大幅に減少したのは、厚生労働省が示す待機児童の定義の変更があったからである。横浜保育室など自治体独自の基準による認可外保育施設への入所者や、産休・育休明けの期限が来っていない申込者などを待機児童数から除外したことにより下がったのである。

2003年からの減少傾向は、次世代育成支援計画がつけられ自治体や企業に少子化対策の計画づくりが義務付けられ、また50名以上待機児童のいる自治体に保育計画づくりを義務付けたことなどによる効果が見られる。2008年から新待機児童ゼロ作戦が行われたが、これはあまり大きな成果を上げていない







ことを現している。この間、全国的に保育所の利用率（学齢前の児童数に対する保育所入所者の割合）は、2000年の25%から2013年の35.1%に10ポイントの増加となっている。中でも、0~2歳児の利用率の増加が著しく、14.7%から26.2%へ11.5ポイントの大幅増加を見せているのが特著である。

一方、横浜市では、図表9のように、2001年に待機児童数が大きく減少しているのは前述の基準変更のためである。2004年まではほぼ横ばいであるが、2006年にかけて大きく減少している。これは、子育て支援事業本部がつくられ、集中的に保育所の増設などを行った成果であったことは既に見たとおりである。

その後、待機児童の増加が進み2009年に1,290人、2010年には1,552人と連続して全国のワーストワンになってしまった。そこで、林市長の肝入れで3年間で待機児童をゼ

ロにする対策を強力に推し進め、2003年4月にはゼロの目標を達成したことは既に述べたとおりである。

この13年間で、保育所の箇所数は2000年の236カ所から2013年には580カ所へと344カ所増加、2.5倍に増え、定員は2000年の2万2,312人から2013年4月には4万8,916人と2.2倍に大きく増加している。しかし、申込者も2万2,947人から4万8,818人に2.1倍に増加している。

特に、年度初め4月には大幅に待機児童が減るものの、年度途中では保育所の定員の増加が見込めないことから、2011年からのグラフに見られるように、10月には待機児童が増える傾向を読み取ることができる。定員増加を上回る入所申込者の増加があり、施設整備が保育所への需要増加を呼び込んでいる事実が明確である。また、待機児童数のワーストメンをこの間についてみたのが図表10

図表10 保育計画策定都市(上位10都市)の変遷 (2001年～2015年、99,00年は参考)

順位	1999		2000		2001		2002		2003	
1位	神奈川県 横浜市	1,629人	大阪府 大阪市	1,991人	大阪府 大阪市	1,364人	大阪府 大阪市	1,337人	大阪府 大阪市	1,355人
2位	神奈川県 川崎市	1,409人	神奈川県 横浜市	1,535人	大阪府 大阪市	1,076人	神奈川県 横浜市	1,140人	神奈川県 横浜市	1,123人
3位	大阪府 大阪市	1,109人	神奈川県 川崎市	866人	神奈川県 横浜市	1,040人	兵庫県 神戸市	1,076人	兵庫県 神戸市	934人
4位	愛知県 名古屋市	739人	大阪府 堺市	857人	兵庫県 神戸市	778人	神奈川県 川崎市	705人	大阪府 堺市	832人
5位	大阪府 大阪市	706人	兵庫県 神戸市	679人	神奈川県 川崎市	655人	大阪府 東大阪市	631人	神奈川県 川崎市	699人
6位	岡山県 岡山市	616人	宮城県 仙台市	588人	大阪府 堺市	626人	愛知県 名古屋市	618人	宮城県 仙台市	637人
7位	京都府 京都市	597人	京都府 京都市	533人	宮城県 仙台市	488人	宮城県 仙台市	604人	愛知県 名古屋市	499人
8位	兵庫県 神戸市	570人	愛知県 名古屋市	496人	東京都 足立区	380人	大阪府 堺市	536人	大阪府 東大阪市	485人
9位	宮城県 仙台市	569人	福岡県 福岡市	459人	東京都 世田谷区	360人	神奈川県 相模原市	452人	福岡県 福岡市	435人
10位	岡山県 姫路市	415人	岡山県 岡山市	403人	東京都 江東区	318人	福岡県 福岡市	433人	神奈川県 相模原市	402人

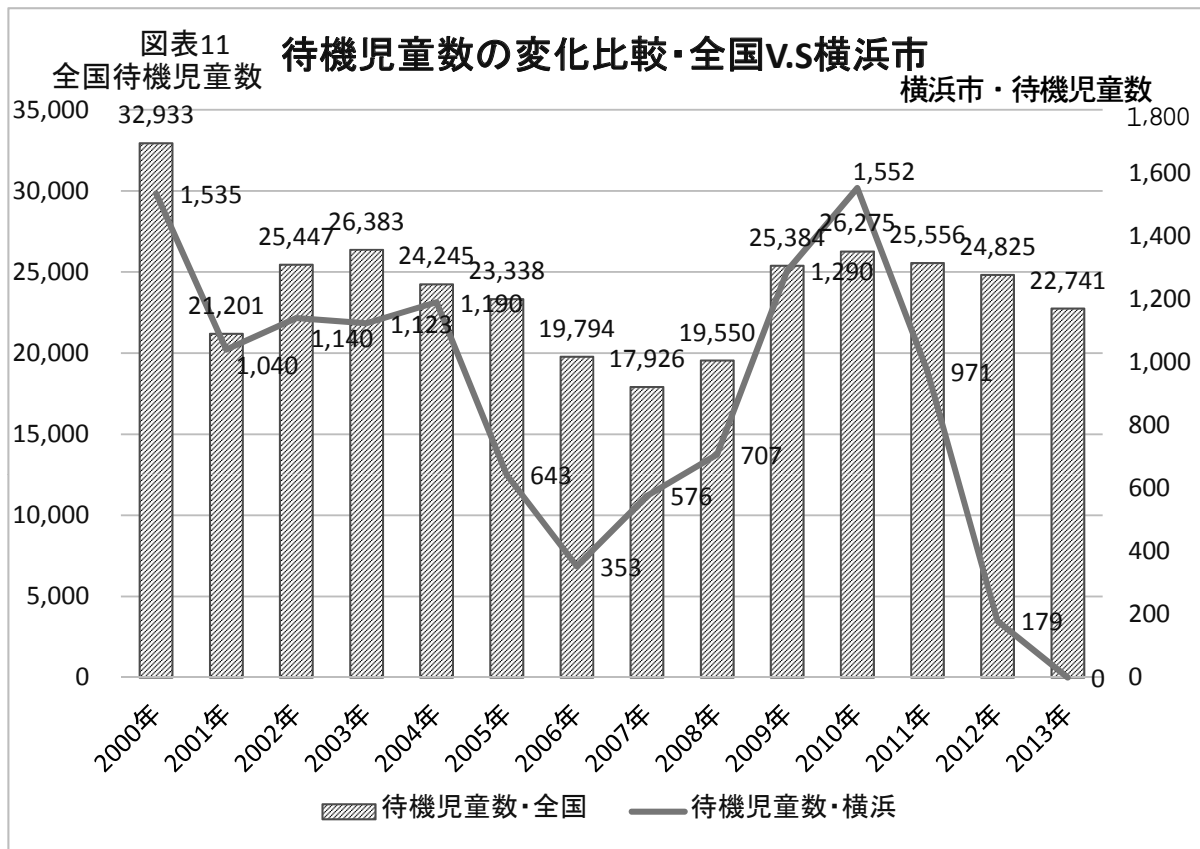
2004年～2008年

順位	2004		2005		2006		2007		2008	
1位	神奈川県 横浜市	1,190人	大阪府 大阪市	904人	大阪府 大阪市	846人	大阪府 大阪市	744人	宮城県 仙台市	740人
2位	大阪府 大阪市	919人	大阪府 堺市	752人	兵庫県 神戸市	560人	神奈川県 横浜市	576人	神奈川県 横浜市	707人
3位	大阪府 堺市	868人	兵庫県 神戸市	652人	神奈川県 川崎市	480人	兵庫県 神戸市	489人	大阪府 大阪市	696人
4位	神奈川県 川崎市	755人	神奈川県 横浜市	643人	大阪府 堺市	463人	神奈川県 川崎市	465人	神奈川県 川崎市	583人
5位	兵庫県 神戸市	623人	神奈川県 川崎市	597人	福岡県 福岡市	403人	宮城県 仙台市	390人	兵庫県 神戸市	487人
6位	大阪府 東大阪市	489人	福岡県 福岡市	432人	愛知県 名古屋市	362人	沖縄県 那覇市	379人	愛知県 名古屋市	428人
7位	宮城県 仙台市	462人	東京都 足立区	427人	神奈川県 横浜市	353人	東京都 江東区	352人	東京都 世田谷区	335人
8位	愛知県 名古屋市	461人	愛知県 名古屋市	423人	鹿児島県 鹿児島市	350人	千葉県 千葉市		大阪府 堺市	349人
9位	福岡県 福岡市	447人	神奈川県 相模原市	383人	東京都 足立区	348人	愛知県 名古屋市	342人	東京都 八王子市	336人
10位	神奈川県 相模原市	410人	奈良県 奈良市	352人	愛知県 名古屋市	320人	東京都 八王子市	336人	大阪府 堺市	349人

2009年～2013年

順位	2009		2010		2011		2012		2013	
1位	神奈川県 横浜市	1,290人	神奈川県 横浜市	1,552人	愛知県 名古屋市	1,275人	愛知県 名古屋市	1,032人	福岡県 福岡市	695人
2位	神奈川県 川崎市	713人	神奈川県 川崎市	1,076人	神奈川県 横浜市	971人	北海道 札幌市	929人	宮城県 仙台市	533人
3位	宮城県 仙台市	620人	北海道 札幌市	840人	北海道 札幌市	865人	福岡県 福岡市	893人	沖縄県 那覇市	439人
4位	東京都 世田谷区	613人	東京都 世田谷区	725人	神奈川県 川崎市	851人	東京都 世田谷区	786人	神奈川県 川崎市	438人
5位	大阪府 大阪市	608人	愛知県 名古屋市	598人	福岡県 福岡市	727人	大阪府 大阪市	664人	北海道 札幌市	398人
6位	愛知県 名古屋市	595人	宮城県 仙台市	594人	東京都 世田谷区	688人	神奈川県 川崎市	615人	広島県 広島市	372人
7位	兵庫県 神戸市	483人	東京都 練馬区	552人	東京都 練馬区	564人	兵庫県 神戸市	531人	兵庫県 神戸市	337人
8位	東京都 板橋区	481人	神奈川県 相模原市	514人	宮城県 仙台市	498人	東京都 練馬区	523人	千葉県 市川市	336人
9位	福岡県 福岡市	473人	東京都 八王子市	496人	沖縄県 那覇市	493人	大阪府 堺市	457人	大阪府 大阪市	287人
10位	東京都 八王子市	453人	福岡県 福岡市	489人	東京都 足立区	485人	沖縄県 那覇市	436人	愛知県 名古屋市	280人

※出所：フリー百科事典ウィキペディア「待機児童」の項及び毎年4月1日現在 厚生労働省発表資料をもとに上林作成



である。横浜市は 2006 年を除いて常に上位にランクされていたが、2012 年以降は登場していない。

全国の待機児童数と、横浜の待機児童数の変化をグラフ化したのが図表 11 である。全国的な傾向と横浜の待機児童数の変化はほぼ同様な傾向を読み取ることができる。ただし、減少と増加の変化は横浜の方が著しくなっており、全国的变化を先取りしているものといえそうである。

#### (4) 市立保育所の民営化

横浜市では、2002 年に中田市長が就任して以来、「官から民へ」方針のもとに市営施設の民営化、指定管理者制度の導入などが行われてきた。市立保育所の民営化もその方針の下に行われてきた。

2003 年 4 月に「今後の重点保育施策（方針）」が出され、市立保育所の民営化の方針

が発表された。その年の 12 月には市議会で 4 カ所の市立保育所が保育所設置条例から削除され、民間事業者に移行することになった。「民間保育所の持つ柔軟性や効率性を生かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応することを目的として」民営化を行う、としている（市立保育所民営化実施基準より）。

移管する保育所は、市立保育所の多い区の保育所から優先的に選び、施設・設備の管理状況、敷地面積、利便性、児童の入所状況、近隣の民間保育所の設置状況などを総合的に勘案して民営化する園を決定する。あわせて、その保育所の土地・建物の購入を希望する法人を公募し、選定された事業者が設置主体となって保育所運営を行うことのできる優良な法人を選定する。移管にあたっては、定員や受け入れ年令など保育内容の継承とともに、保育時間の延長、3 歳児以上の主食提

供、土曜給食の実施、一時保育の実施などを条件に付している。

2004年4月に4カ所の保育所が民営化されたのを皮切りに、図表12のように2010年を除いて2013年まで毎年4カ所が民営化されてきた。2014年4月には2カ所が民営化され、これまでに38カ所が民営化されており、今後2カ所ずつ2016年までに4カ所の合計42カ所が民営化されることが決定されている。

2004年度の民営化にあたっては、移管保育所と民営化先の決定から実施まで半年もなかったことから、保護者から移管が早急すぎて児童の保育の継続が難しいとして、園を廃止する条例改正を無効とすることと損害賠償を求めて訴訟が提起された。2006年5月に出された横浜地裁の一審判決では、民営化する処分は違法だと認定され、1世帯10万円の損害賠償を命令された。

横浜市が上告し、二審の東京高裁の判決は

2009年1月に出されたが、処分を求める請求は不適法で条例改正は「処分」にあたらぬ、として却下され、損害賠償請求についても棄却された。

原告側が最高裁に上告し、2009年11月には判決が出された。判決の概要は、改正条例の制定行為は行政処分にあたり、行政処分にあたらぬとした高裁判決は法令の解釈を誤った違法性がある。しかし、原告の保育期間はすべて満了していることから、訴えの利益は失われたものというべきであるとされ、条例改正の違法性については判断せず上告棄却となった。

この裁判もあり、民営化にあたっての明確な基準を定め、民営化まで1年半の準備期間を確保できるようにして、円滑に移行できるように運用が改められた。現在まで移管された民間法人はいずれも保育所運営の経験を持つ社会福祉法人である。

また、民営化の結果について、2008年10

図表12 市立保育所から民営化した保育園名(予定を含む)

年度 区名	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2011年 (H23)	2012年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	保育園 数
港南区	丸山台			日野			下永谷		南日野 上永谷東		笹下		8
旭区	鶴ヶ峰			中希望が丘			善部		西川島		中尾		7
青葉区	柿の木台				もみの木台			千草台					6
港北区	岸根			日吉西			大倉山			高田		箕輪	5
保土ヶ谷区		千丸台			新桜ヶ丘			境木				保土ヶ谷	5
金沢区		谷津		並木第三			西柴		北六浦				5
瀬谷区		瀬谷			阿久和			宮沢					5
南区			六ツ川西			六ツ川							5
都筑区			勝田										5
戸塚区		秋葉			南戸塚			名瀬					5
鶴見区			矢向			駒岡				生麦			4
緑区			霧が丘			青砥							4
磯子区						洋光台							4
神奈川区													4
栄区													4
中区													3
泉区													2
西区													1
民営化数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	42
保育所数	124	120	116	112	108	104	100	96	92	88	86	84	82

横浜市・市立保育所民間移管検証結果報告書(2011年9月)をもとに、その後の予定を追加

月と2011年11月に「検証状況」が発表されている。この検証は、移管条件の履行状況、保護者等へのアンケート、移管による経費の削減状況などが検証され、報告書がまとめられている。2008年の検証結果により、移管決定から実施までさらに1年延長し概ね2年半置くとこととした。このように3年ごとの民営化の検証を行ってきたが、今後の民営化の方向については、2014年から2016年まで毎年2カ所ずつ移管することとされており、さらにこれまでの移管について事業検証を行いながら、2017年以降の事業計画を策定することになっている。

一方、市立保育所の役割を生かすものとして、2001年から市立保育所を活用した保育資源ネットワークの構築事業が進められている。これは、認可保育所、横浜保育室、認可外保育施設、家庭的保育、幼稚園預かり保育などの保育資源について、10～20カ所を1

ブロックとしてネットワークをつくることを目指している。市立保育所が各ブロックの事務局的役割をはたし、区ごとの状況に応じてモデル的取り組みを進めてきている。

これは2010年にだされた「保育所待機児童解消プロジェクト報告書」に「保育施設の連携による質の向上」をめざして保育の専門性を生かした連携を進めようと提案されていたものである。

2014年4月現在で、全区の育児支援センター園となっている市立24保育所すべてでモデル実施が行われており、各保育所には1名の専任保育士が配置され試行を行ってきた。今年中に3年間にわたって行われた市立保育所を活用したこのモデル的取り組みを検証して、地域における子育て支援事業の開催回数の増加や内容の充実を図ることなど、具体的方策が提起されることになっている。

### 3. 保育関係予算の内容とその推移

#### (1) 保育所関係費の事業とその内容

横浜市の保育関係予算は、大きく保育所運営費と保育所整備費に分けられている。2014年度予算書から、子ども青少年費の中にある、子育て支援費として計上されている保育所運営費、幼児教育費の中の幼稚園預かり保育補助事業、保育所整備費について主な事業内容をまず見ていくことにする（予算書の款項目と主な事業名とその内容については図表13のとおりである）。

##### ① 保育所運営費

保育所運営費は、保育を行う施設に応じて、認可保育所に関する運営費、家庭的保育に関する運営費と助成費、横浜保育室への助成金、幼稚園の預かり保育の経費の助成金などに分けられる。そこで、2014年度の横浜市一般会計当初予算の「予算に関する説明

書」から保育関係の事業名と予算額を億単位で表示して解説することにする。

##### a. 保育所基本運営費

認可保育所については、まず、国の基準に基づき児童を保育するのに必要とする経費を支出するものとして「保育所基本運営費」498.2億円がある。市立・私立の区別なく保育所の入所児童数に応じて人件費・事務費・管理費などを積算して予算化している。

##### b. 民間保育所加算

基本運営費に加えて、民間保育所が横浜市の認可基準に基づき国基準より加算して職員配置を行うのに必要とする経費を補助する「保育事業向上支援費」が82.6億円あり、横浜市が定める設備および運営基準は図表14のとおりとなっている。それに、障害児、特別支援児童、乳児および外国人児童の

図表13 横浜市一般会計予算

第6款 こども青少年費 項目

横浜市2014年度一般会計当初予算書より

- 1項 青少年費
  - 1目 こども青年総務費
  - 2目 青少年育成費
- 2項 子育て支援費
  - 1目 地域子育て支援費
  - 2目 保育所運営費
  - 3目 幼児教育費
  - 4目 放課後児童育成費
  - 5目 保育所整備費
- 3項 こども福祉保健費
  - 1目 児童措置費
  - 2目 こども家庭福祉費
  - 3目 親子保健費
  - 4目 こども手当費
  - 5目 児童福祉施設運営費
  - 6目 児童相談所費
  - 7目 児童福祉施設整備費

保育所運営費等の主な事業名とその内容

横浜市こども青少年局 2014年度事業計画書より上林作成

目名	事業名	事業の内容
2目	保育所運営費	
	保育所基本運営費	国基準の人員配置に必要な人件費、事業費、管理費などを入所児童数に応じて支弁する
	保育事業向上支援費	横浜市の認可基準で民間保育所を運営するために必要な経費の補助を行う
	特定保育向上支援費	障害児、特定支援児童、乳児、外国人児童などの保育に対して必要な経費の補助を行う
	民間保育所長時間保育事業	原則保育時間(8時間)を超えて保育する民間保育所に、長時間保育のために必要な経費を助成する
	特別保育事業	一時保育、休日保育、24時間型緊急一時保育事業を実施する民間保育所に、必要な経費を助成する
	病児・病後児保育事業	病気または回復期にある集団保育が困難な児童を、病児・病後児保育室で預かる保育施設に必要な経費を助成する。
	市立保育所運営費	市立保育所の運営に必要な事業費を計上、定員外入所を見込み、区役所において執行する。
	市立保育所長時間保育事業	原則保育時間を超えた長時間保育を行う市立保育所に必要な事業経費
	市立保育所特定保育向上支援(障害児)事業	障害児、特別支援児童、外国人児童の保育に対して必要なアルバイト等の雇用を行う事業費
	市立保育所管理運営事業	市立保育所2園の管理運営について、指定管理者に支弁する指定管理料
	市立保育所特別(一時)保育事業	市立保育所で特別(一時)保育を行う事業費
	家庭保育事業	家庭保育福祉員が自宅等の家庭的保育環境の中で福祉員1人に対して3人までの保育を行う事業費
	横浜保育室事業費助成金	市独自の基準を満たす認可外保育所に対して、横浜保育室として保育水準の確保、保育料軽減などの経費を助成する。
	NPO等を活用した家庭的保育事業	事業者が一般の住宅等に設置する保育施設で、保育者を雇用して6~9人の定員で行う保育事業に助成する。
	送迎保育ステーション事業	駅前等利便性の高い場所に送迎ステーションを設置し、郊外の複数の保育所に送迎を実施する
	保育コンシェルジュ事業	保育を希望する保護書の相談に応じ、ニーズに合った保育サービスの提供を行う専門相談員の雇用経費
	保育士等処遇改善臨時特例事業	国の保育士等処遇改善臨時特例事業で、賃金等を上乗せした民間保育所に対して助成を行う
	小規模保育給付費助成モデル事業	新たな創設される定員10~19人の小規模保育事業を先取り実施し、保育に要する経費の一部を助成する。
	新設4・5歳児室を活用した年度限定型保育	新設保育所で定員に満たない4~5歳児室を活用し、入所保留になった1~2歳児を1年限定で受け入れ、その経費を助成する。
3目	幼児教育費	
	私立幼稚園等就園奨励補助事業	私立幼稚園の就園に伴う保護者の経済的負担を軽減するため、入園料と保育料について減免した場合に助成する
	私立幼稚園預かり保育等事業	私立幼稚園で保育を必要とする3~5歳児を対象とした長時間保育を行う事業の運営費を補助する
	私立幼稚園補助事業	私立幼稚園の施設・設備等の経費の助成や、預かり保育を行う園に対する防災備蓄のための補助を行う
	私立幼稚園等特別支援教育費補助事業	私立幼稚園に在園する障害児に対し、障害に応じた適切な教育が行われるよう、経費の一部を補助する
5目	保育所整備費	
	保育所整備事業	待機児童解消を継続していくため、必要な保育所および幼保連携型認定こども園を整備する
	保育所老朽改築事業	認可保育所の、老朽化に伴う改築工事に必要な設計・解体撤去・建設費などの費用を助成する
	民間児童福祉施設償還金助成事業	民間児童福祉施設整備のために借入金を受けた法人に、福祉医療機構、市中銀行など借入先に応じて一定割合の助成を行い、事業者の負担軽減を図る。
	保育所賃借料補助事業	賃借物件の建物・土地の補助等を行うことにより、保育所設置を促進する。
	小規模保育モデル整備事業	子ども・子育て支援新制度で新たに設置される小規模保育事業についての整備費を助成する。

図表14 保育所の設備及び運営基準

横浜市子ども子育て会議資料より

	項目	主な内容	
運営基準	職員配置基準	【必置職員】 ○保育士、嘱託医 【例外的に置かないことができる職員】 ○調理員	
	職員配置数	国基準	横浜市要綱による配置基準
		0歳児 概ね 3 : 1	3 : 1
		1歳児 " 6 : 1	4 : 1
2歳児 " 6 : 1		5 : 1	
3歳児 " 20 : 1		15 : 1	
4歳児以上 " 30 : 1	24 : 1		
保育内容	保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号) 【養護】 生命の保持、情緒の安定(ねらいと内容が明記) 【教育】 健康、人間関係、環境、言語、表現(ねらいと内容が明記)		
設置基準	備えなければならない施設	○保育室または遊戯室(2歳以上) ○乳児室またはほふく室(2歳未満) ○医務室 ○便所 ○調理室 ○屋外遊戯場(近所の公園、神社の境内等で代替可)	
	乳児室またはほふく室	満2歳未満 3.3㎡/人	
	保育室または屋内遊戯室	満2歳以上 1.98㎡/人	
	屋外遊戯場	満2歳以上 3.3㎡/人 *市長が特に認めた場合にあっては、保育所の付近にある屋外遊戯場が変わるべき場所を含む	

保育に必要な経費を補助する「特定保育向上支援費」29.3億円、基準の8時間を超え11時間までの長時間保育と、11時間を超えて延長保育を行うのに必要な経費を対象児童数に応じて助成する「民間保育所長時間事業」117.1億円(図表6-2参照)、一時保育、休日保育および24時間型緊急保育を行うのに必要な経費を助成する「特別保育事業」8.1億円、さらに病児保育、病後保育など集団保育が困難な児童を病児・病後保育室で預かるのに必要な経費を助成する「病児・病後保育事業」3.2億円などが基本運営費の他に加算される。これらの加算をまとめた240.4億円を、この稿では「民間保育所加算」と呼ぶことにする。

c. 市立保育所加算

市立保育所については、施設運営にあたる嘱託員・アルバイトの賃金、事務経費や光熱

水費、給食費と日常材料費などの「市立保育所運営費」25.6億円、民間保育所と同様に「長時間保育事業」21.6億円、「特定保育向上支援費(障害児等)」5.1億円、「特別保育事業(一時保育等)」1.2億円がそれぞれ予算化されている。この他に、2カ所ある公設民営の保育所の指定管理者への「管理運営事業費」3.1億円がある。これらをまとめた56.7億円をここでは「市立保育所加算」と呼ぶことにする。

市立保育所の保育士など正規職員の給与は、予算編成上、局内のすべての正規職員の給与費を一括して「こども青少年総務費」の冒頭に計上することとされている(地方自治法施行規則第14条、別記・予算調整の様式)ことから、保育事業に従事する職員の給与費だけを予算書から抽出することはできない仕組みになっている。

以上が認可保育所に関する経費の主なものである。

#### d. 家庭的保育事業

家庭的保育については、家庭保育福祉員による3歳未満児の保育に必要な経費を児童数に応じて支出する「家庭的保育事業」3.6億円、NPOなどの事業者が保育者を雇用して自己所有または借り上げた建物で小規模の保育を行うのに必要な経費を助成する「NPO等を活用した家庭的保育事業」6.9億円がある。家庭的保育をあわせて10.5億円となっている。

#### e. 横浜保育室など認可外保育施設

認可外保育としては、市が認定した横浜保育室に対して市の定める一定の保育水準を保つために必要な費用と、乳幼児保育の経費について入所児童数に応じて助成する「横浜保育室事業助成金」75.8億円がある。この中には市が保育料の上限を設定して保護者への軽減をはかっていることに対する助成金なども含まれている。

さらにベビーホテルなどの認可外保育施設について、保育内容、健康管理、施設の安全などについて指導監督を強化したり、児童の処遇向上に向けての助成を行う「認可外保育施設指導監督・助成事業」0.2億円が予算化されている。

この他にも、駅前など利用に便利な場所に送迎ステーションを設置して、保護者から児童を一時預かって郊外の複数の保育所へ送迎する「送迎保育ステーション事業」0.5億円、保育に関する専門相談員を置き保育相談や入所保留となった児童の横浜保育室や預かり保育への斡旋を行う「保育コンシェルジュ事業」1億円など横浜独自の施策も予算化されている。

#### f. 2014年度新規事業

2014年度の新規事業として、「保育士等処遇改善臨時特例事業」12.0億円、「小規模

保育給付費助成モデル事業」1.7億円、「新設4・5歳児室を活用した年度限定保育」1.3億円がある。

「保育士等処遇改善臨時特例事業」は、国が2012年度の経済対策補正予算で創設したもので、横浜市では2003年5月の補正予算で事業が始められたものである。国基準で配置されている保育士の待遇を改善するため通常の保育所運営費とは別に交付されるものであり、県の「安心子ども基金」に上乘せされた財源から充当される。また、市が国基準に上乘せして配置している保育士に対しても一般財源を活用して賃金改善を行うことになっている。

「小規模保育給付費育成モデル事業」は、2015年度から始められる子ども子育て新制度のうち、定員10～19人の小規模保育を実施する事業者に対して制度を先取りして実施するもので、保育に要する費用の一部を助成する。「新設4・5歳児室を活用した年度限定保育事業」は、2014年4月の新設保育所で定員に満たない4・5歳児室を活用して、保育所の入所保留となった1・2歳児を2014年度限定で受け入れ、保育を実施した保育所に保育に必要な経費の一部を補助するものである。

以上が予算書の保育所運営費に計上された主な保育関係事業予算であるが、このほかに予算書の「保育所運営費」には、保育所等職員研修事業、保育士宿舍借り上げ支援事業、保育所運営事務費など10事業ほど予算が計上され、「保育所運営費」は合計906.4億円が計上されている。

#### g. 私立幼稚園預かり保育等補助事業費

保育所運営費の他に、幼児教育費の中に計上されている「私立幼稚園預かり保育等補助事業費」14億円がある。これは、幼稚園の持つ保育資源を利用して、保育を必要とする3～5歳児を対象に、正規の教育時間を超えて



長時間の保育を実施する幼稚園に対して、運営費を補助するものである。

予算上の「保育所運営費」すべてと、幼児教育費の中の「幼稚園預かり保育」とをあわせた 920.5 億円を、この稿では「保育所運営費」と呼ぶことにする。

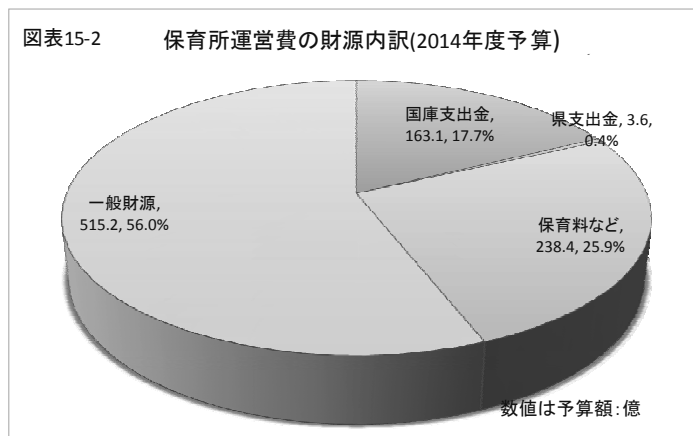
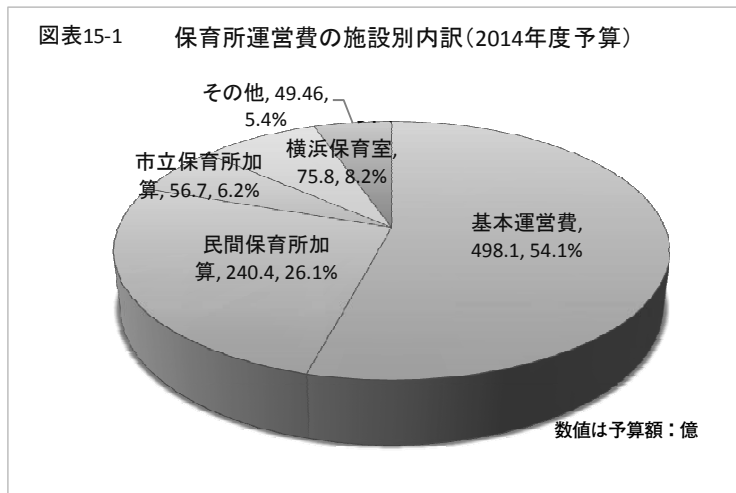
保育施設別に保育所基本運営費、民間保育所への加算、市立保育所への加算、家庭的保育、横浜保育室とその他の予算額をグラフ化したのが図表 15-1 である。基本運営費（54.1%）、民間保育所加算（26.1%）・市立保育所加算（6.2%）を含めて認可保育所関係の予算が 86.4%と 4 分の 3 を占めていることが分かる。

また、この 2014 年度予算から保育所運営費の財源内訳を見たのが、図表 15-2 である。国・県支出金が約 2 割（18.1%）保育料

など特定財源が 4 分の 1（25.9%）で残りが一般財源となっている。

## ② 保育所整備費

2014 年度の保育所整備費は 61.2 億円である。内訳は、民間保育所の新設にあたっての補助金や認定こども園（幼保連携型）の整備費の補助金などが「保育整備事業」41.8 億円である。そのほかに、老朽化した保育所の改築工事に助成する「民間保育所老朽改築事業」5.7 億円、保育所の耐震化工事費を助成する「民間保育所耐震対策事業」0.9 億円、民間保育所の施設建設にあたっての借入金を対象として、その償還金の一部を助成する「民間施設償還金助成事業」3.2 億円、保育所の土地や建物が借入物件であるものに対して賃借料の一部を補助する「民間保育所賃借料補助事業」5.7 億円などである。



また、新規事業として前述した「小規模保育モデル事業」を行う事業者に、新たな整備事業への補助と賃借料への補助として「小規模保育モデル整備事業」5.7億円が予算化されている。

①保育所運営費と②保育所整備費とを合わせて「保育所関係予算」と呼ぶことにするが、2014年度は1,060.1億円が計上されている（別掲資料5参照）。

## (2) 保育所予算の推移と

### 定員、待機児童数などの関係

横浜市の保育関係予算は、保育所を担当する局が2002年度までは福祉局であったが、2003年から2005年度までは子育て推進事業本部と福祉局に分かれて事業執行が行われ、2006年度からは現在の子ども青少年局で一括して扱うことになった。そのため、予算上の款が2006年度までは「福祉費」に計上され（資料4参照）、同年にこども青少年局の発足に伴い「こども青少年費」が創設されることになったが、2006年度の予算編成時はまだ福祉局であったため同年の当初予算では「福祉費」で計上されており、2007年から「こども青少年費」に計上されている。

局の変遷に伴い予算の款項目名も変わっていくとともに、子ども子育ての具体的な事業名も変わっていった。例えば、現在の国基準の「保育所基本運営費」はたんに「保育所運営費」と呼ばれており、その他の民間保育所加算は「法定外援助費」となっていた。

事業別の経費については、予算額よりも決算額による実績で見るのが正確ではあるが、一般会計予算書では「目」の中の「説明」欄に細目の事業別予算額が付記されているが、決算書（「歳入歳出決算事項別明細書」）には予算款項目別の決算額が明示されているだけであり、事業別の決算額は表記されていない。このため、毎年の当初予算額の事業別予

算額を中心に、その推移を見ていくことにする。予算款項目の変遷は資料4～5のように、2000年度から2006年度までと、2007年度以降とに別記している。

### ①保育所の定員と保育所運営費の推移

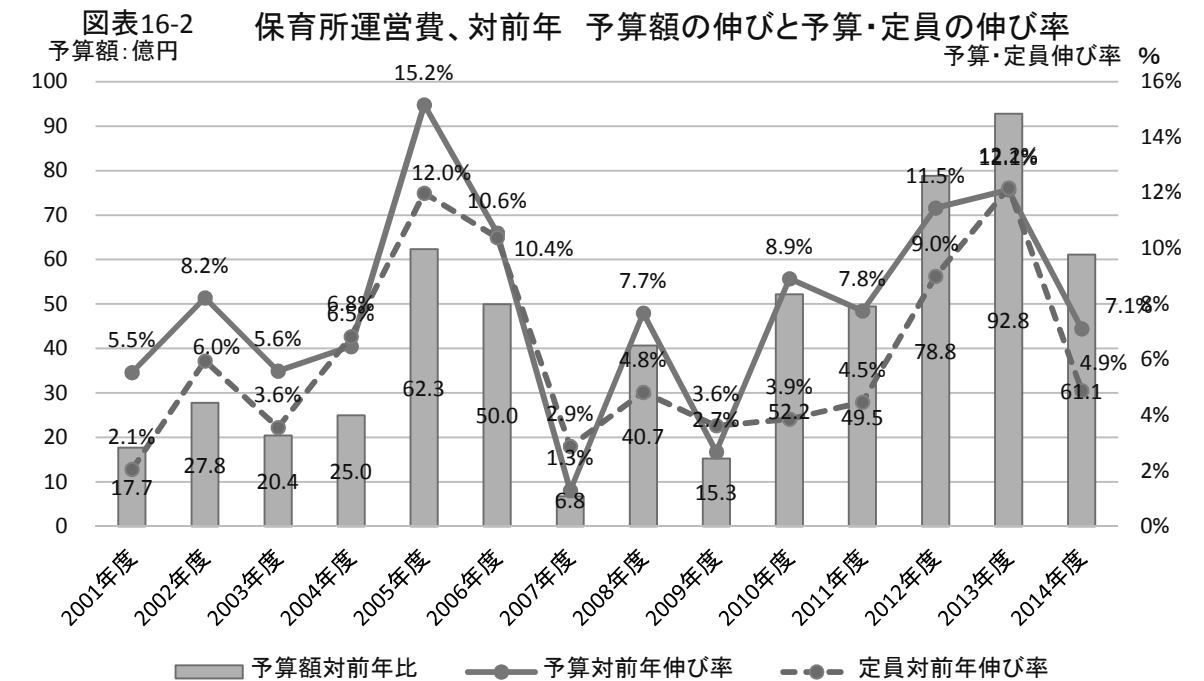
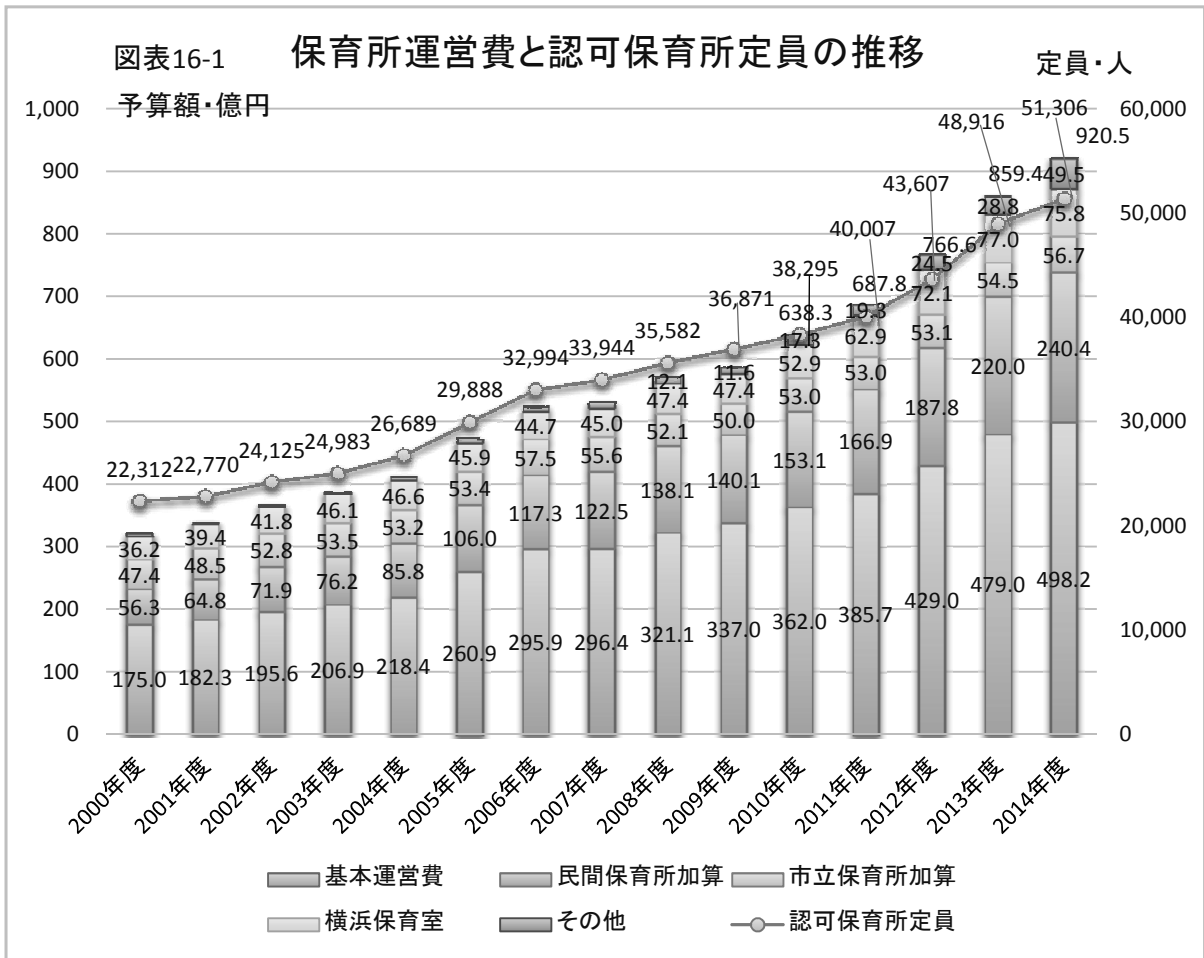
定員の増加と予算の増加をグラフにしたのが図表16-1であり、この間の対前年度との予算増加額と、予算と定員の対前年伸び率を見たのが図表16-2である。2000年から2013年までに横浜市の保育所数と定員は、236カ所・2万2,312人から580カ所・4万8,916人になり、344カ所・2万6,604人増加し、保育所数は1.5倍、定員は1.2倍になっている。また、保育所運営費も320億円から859.4億円に539.2億円1.7倍に伸びている。

定員で見ると2004年から2005年までがそれぞれ約3,100人と大きく増加し、2012年も約3,600人、2013年には約5,300人と最も大きく増加している。予算額で見てもほぼ同様で、2005年と2006年度、2010年度以降の毎年が大きく増加していたことを読み取ることができる。

特に定員増加は基本運営費の増加に直結し、予算増加の最大の要因となっている。また民間による保育所整備が進んだことから、民間保育所加算が大きく伸びており、前述のように市立保育所は毎年4カ所ずつ民営化してきていることからほとんど伸びはないことが分かる。

### ②保育所運営費の財源内訳の推移

保育所予算の財源は、国基準の職員配置による運営費（基本運営費）についてみると、原則的には必要経費のうち保育料など特定財源を差し引いて、残りを国と自治体とが半分ずつ負担することになっている。しかし、横浜市の基準により国基準を上回る保育士等の配置を行うために必要な経費は横浜市的一般財源で全額負担することになっている（保育事業向上支援費）。



長時間保育（11 時間まで）の経費については、1 割程度の国庫補助がついており、11 時間以上の延長保育については 1 時間あたり 1,700 円の延長料金を保護者が負担することになっている。また、一時保育などの特別保育については、県が 2 割、国が 1 割で合わせて 3 割ほどの補助金がある。家庭的保育については、家庭保育福祉員は事業費の 3 割弱の国県支出金が続いており、NPO 等の家庭的保育事業は 3 分の 1 程度の国県支出金であったが、2014 年度には約半分の国県支出金を見込み、その割合が大きく増えているのが特徴的である。

横浜市独自の基準に基づく横浜保育室など認可外保育所への助成は、全額市費となっていたが、県の補助金がつき、国県あわせて 1 割程度の補助金が出るようになり、2014 年度からは国庫支出金が大幅に増え事業費の 27%になっている。

事業別の財源内訳の判明している 2007 年度予算以降について、幼稚園預かり保育を除く保育所運営費の推移を見たのが図表 17-1 であり、構成比の動きを見たのが図表 17-2 である。

保育所運営費は、2007 年の 525.6 億円から 2014 年度には 388.9 億円増加して 906.4 億円となっている。その中でも、増加の割合が大きいのは国県負担金で、2007 年から 2014 年までに 94 億円増え 165.6 億円と 2.3 倍になっている。特に、それまでは毎年 10～19 億円の増加であったものが、2013 年度から 2014 年度への増加額が 27 億円となり、特に伸びが大きい。これは 2014 年度から消費増税分の中から子ども子育て財源が増えたことの影響と見られる。

一般財源も 2007 年の 276.4 億円から、2004 年度には 502.4 億円に 226 億円の増加で 1.8 倍となっている。保育料など特定財源は 177.5 億円から 238.4 億円に 60.9 億円増加し

ているが、伸びは 1.3 倍であり、保育料の改定にあたって保護者の負担の軽減が図られていることが分かる。

### ③保育所整備費と財源内訳の推移

保育所整備費の 2000 年以降 2014 年度までの動きと、待機児童数の変化を見たのが図表 18 である。既に第 1 章で見たとおり、2003 年に機構改革が行われ「子育て推進事業本部」がつけられ、少子化対策として保育所の待機児童を減らす積極的な施策展開が行われた。2003 年度は前年より約 20 億円、2005 年度は前年より 8.6 億円と 2003 年から 2005 年にかけて保育所整備費が大きく伸びたが、それにしなげ待機児童数も大きく減少し、2006 年 4 月には 353 人にまで減少した。

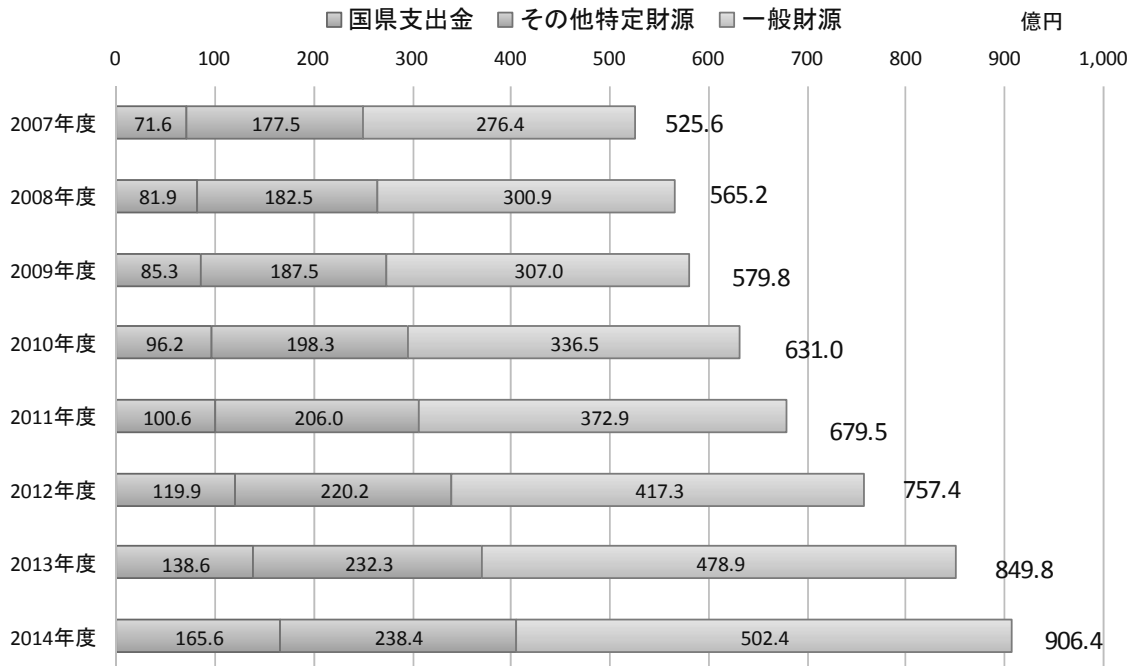
その後 2006 年には前年より約 30 億円、2007 年には 10 億円と保育所整備費が減少していき、待機児童は大きく増加を見せていた。2010 年から待機児童ゼロに向けた本格的な取り組みがなされ、保育所整備費は 2011 年には前年より約 30 億円増加の 56.9 億円に大きく伸び、2012 年は 73.9 億円とこれまで最高の予算が組まれた。この結果、保育所数と定員は 2010 年の 436 カ所・3 万 8,295 人から 2013 年には 580 カ所・4 万 8,916 人と 144 カ所・1 万 621 人増加して、待機児童ゼロへ大きな効果をもたらせた。

2013 年度の保育所整備費が減少しているが、これまで市有地の貸し付けで民間保育所の建設が進められてきたが、新たな市有地を見つけること困難になり 2012 年度の 11 カ所から 1 カ所にまで減少したことによるものが大きい。

2014 年度の予算は再び増加しているが、新設の保育所に対する内装補助が前年の 8 カ所から 27 カ所に大きく伸びたこと、認定こども園の新設が前年の 1 カ所から 7 カ所に増加したことによるものである。

次に、保育所整備費の財源内訳について、

図表17-1 保育所運営費 財源別の推移 (幼稚園預かり保育を除く)



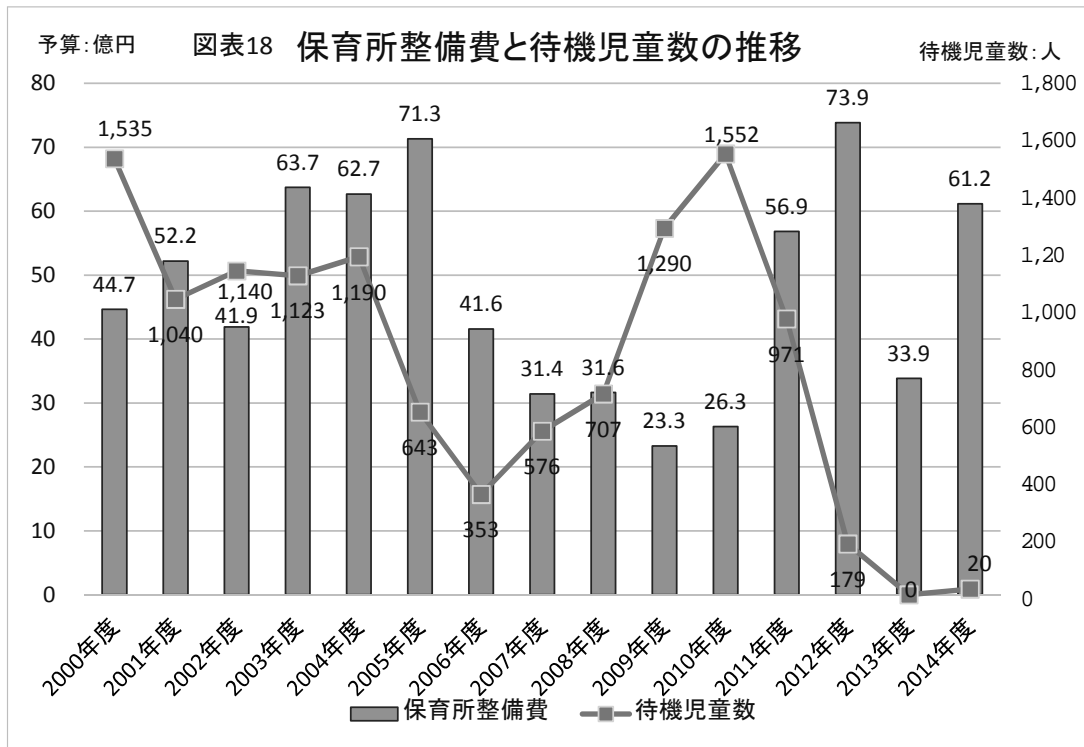
図表17-2 保育所運営費 財源別構成比の変化



財源別予算額の推移を見たのが図表 19-1 であり、財源別の構成比を見たのが図表 19-2 である。

2011 年度には予算額が前年の倍になっており、2012 年度も大きく伸びているが、特に国県支出金の額と割合の伸びが大きくなっており、市債の発行も 14.6 億、19.2 億と大幅

に増えている。2014 年度では予算額は大きく伸びているが、市債の割合が 2012 年度より減り、一般財源が大きく増加しているのが分かる。国の 2010 年の新待機児童ゼロ作戦や、2013 年の待機児童解消加速化プランの効果もあり、横浜市の積極的政策展開の成果ともいえよう。



★参考★

《児童福祉法 保育所関連条文の変化》

1997(H9) 年改正以前の条文

第 24 条 市町村は、政令の定める基準に従い条例に定めるところにより、保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第 39 条第 2 項に規定する児童の保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて保育する措置を採らなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護を加えなければならない。

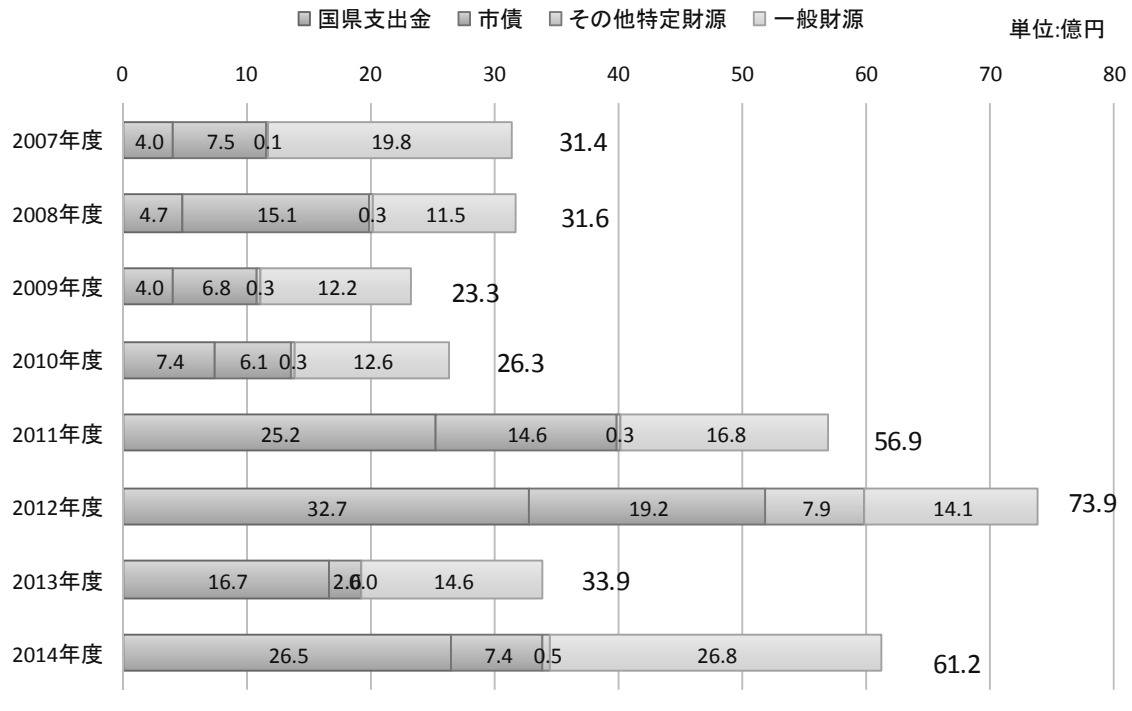
1997(H9) 年改正以後の条文

第 24 条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第 39 条第 2 項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

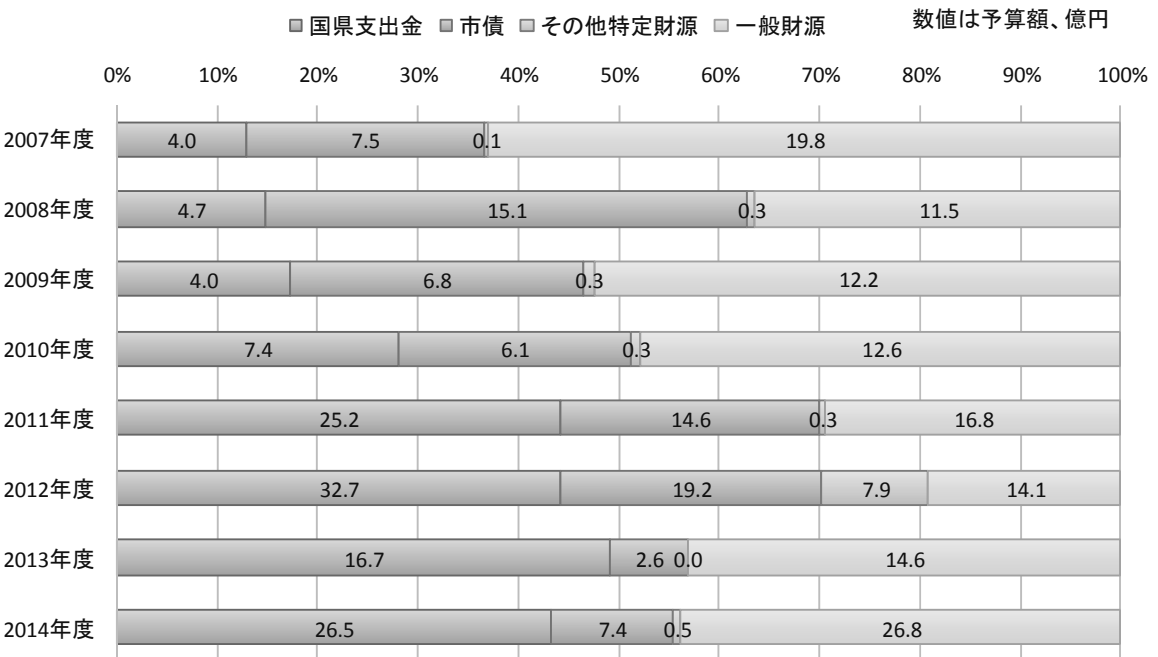
2012 (H24) 年改正・2015 年施行の条文

第 24 条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けたもの及び同条第 9 項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

図表19-1 保育所整備費予算、財源内訳の推移



図表19-2 保育所整備費、財源構成比の推移



## 4. 子ども子育て新制度と横浜市の課題

### (1) 子ども子育て新制度の内容

2012年8月に成立した子ども子育て関係の3法は、次の法律からなっている。

これまで幼稚園と保育所で別々になっていた利用手続きや公費負担の仕組みを一本化した「子ども・子育て支援法」、幼保連携型認定こども園について幼稚園と保育所で別々になっていた認可・指導監督を一本化した「認定こども園法（正式には「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」）の一部改正」、これら2法の改正に伴い児童福祉法・教育職員免許法など関連する69の法律を改正する「関連法律の整備法」である。この3法は2015年4月1日に施行されることになっている（28頁）。

この新制度は、1998年に「措置から契約に」変わった児童福祉法の改正以来最も大きな改正であり、保育については抜本的な改正とも思われる。保育所はこれまで「保育に欠ける」児童の施設という位置づけから、「保育を必要とする」児童とされ、市町村がその児童を「保育所において保育しなければならない」とされたことが象徴的である。

#### ①新制度の特徴と従来の制度との違い

この新制度と現行制度との違いはつぎの3点であるとされている。

a. 幼児期の学校教育・保育の提供を「個人への給付」に変更したこと

3歳以上のすべての子どもへの学校教育と、保育の必要性がある子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、「給付制度」が導入されたこと。そしてこの給付制度は、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育などを通じて公費による給付制度が導入されることによって、どの施設を利用した場合でも、共通の仕組みで公費対象となることとされた（7頁図表3参照）。さらに、保

護者に対する個人給付を基礎としながらも、確実に教育・保育に要する費用に充てられるために、施設・事業者が代理して給付を受領する「法定代理受領」の仕組みとなったのである。

b. 市町村を制度の実施主体として位置付けたこと

これまでは「幼稚園の所管は県」「保育所の所管は市」と分かれていた制度の実施主体を、市町村に一本化したこと。そして、これまでは待機児童が50人以上の市町村に義務づけられていた保育計画をすべての市町村に義務づけた。これにより市町村は、5年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を提供する責務を負うことになった。また、市町村は、利用者が必要なサービスを受けられるよう、きめ細かく利用支援を行うこととされた。

c. 子ども・子育て支援の量・質の充実

2014年4月の消費税率引上げによる財源を活用して、子ども・子育て支援の量・質の充実が図られることになった。量の拡充としては、市町村による計画的な保育施設などの整備、小規模保育などを新たに公費対象として追加して、多様な保育の充実などが図られることになった。さらに、質の改善としては、職員配置や処遇の改善などが図られることとされている。

#### ②新制度の利用方法

その上で、新制度の利用者は、教育・保育給付を受けるためには、子どもの年齢や保育の必要性に応じて支給対象者である旨の「認定」を受けることが必要となった。これは、保育を必要としない3歳以上児（小学校就学前まで）は「1号認定」（教育のみ）、保育を必要とする3歳以上児は「2号認定」、保



図表20 認定の区分と施設等利用区分  
認定区分の種類

	保育を必要とする		保育を必要としない	
3歳未満児	3号認定	保育標準時間(利用)	—	
		保育短時間(利用)		
3歳以上児 (小学校就学前まで)	2号認定	保育標準時間(利用)	1号認定 (教育のみ)	教育標準時間(利用)
		保育短時間(利用)		

### 認定区分による施設・事業の利用区分

各認定区分に応じて、○印のついた施設・事業を利用することが可能。

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○※1	○	○※2
	幼稚園	○	※3	—
	保育所	※3	○	○
地域型	小規模保育	※3	※3	○
	家庭的保育	※3	※3	○
	居宅訪問型保育	※3	※3	○
	事業所内保育	※3	※3	○

※1：幼保連携型は定員設定しないことも可、

※2：定員設定しないことも可、

※3：特例給付による利用あり

育を必要とする3歳未満児は「3号認定」をそれぞれ受けることになる。

認定に応じて、利用できる施設や事業が違ってくるが、それは図表20のような認定区分と利用区分の通りとなっている。

2, 3号の認定については、さらに保育を必要とする時間に応じて「保育標準時間(利用)」と「保育短時間(利用)」とに分けられ、その設定時間は国の検討を経て横浜市が決めることになる。

利用手続きは、利用者が施設と利用契約を行うことが基本となるが、民間保育所の場合は、利用者と横浜市との契約となる。利用者は、横浜市による受給資格や保育の必要性の認定を受けることや、施設の定員などによる利用調整を受けるものの、多様なニーズに応じたサービスを選択することができるようになる。施設側は、正当な理由がある場合を除き、応諾の義務を負うことになった。

以上の認定作業などは、保育サービスを給付するにあたっての法的な理念の問題が大きい。したがって、利用者にとって教育・保育の必要性に応じた「支給認定」をうけることになるが、認可保育所への入所などの手続きはこれまでと同様であり、特段新たな手続きを求めるものではない。

### ③事業者の認可と確認

一方、事業者についてみると、新制度の給付対象施設・事業者になるためには、その施設が目的に合致した基準を満たしている旨の「認可」と、支給対象施設・事業者である旨の「確認」を受ける必要がある。認可は、幼稚園と認定こども園の幼稚園型・保育所型・地域裁量型の幼稚園部分だけは神奈川県で受け、他の施設・事業の認可とすべての確認は横浜市が行うことになっていた。しかし、横浜市と神奈川県との協議の結果、幼保連携型以外の認定事務についても、事務処理の特例

として横浜市に移譲されることで合意されたので、認定こども園についてはすべて横浜市が認可と確認を行うことになる。

既存の施設・事業所については、市と事業者とで書類のやりとりを行って「認可を行ったとみなす」とされており、改めての手続きは必要としないことになる。ただし、横浜市独自の要綱で行ってきた横浜保育室、家庭的保育、幼稚園の預かり保育については、新しい制度への移行が求められることになる。

例えば、幼稚園において教育と保育をあわせて行う場合は、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、または「施設給付」を受ける幼稚園に移行する必要がでてくる。それには、設備や運営の基準を満たした上で、公費の給付対象施設である旨の「確認」を受ける必要がある。ただし、現に存在する幼稚園については「確認があったものとみなす」こととされ、書類の交換をすることとなっている。

一方、施設給付の対象となる教育・保育施設として「確認」を受けないとの申し出を行うと、現行のままの幼稚園として私学助成などが継続されることになる。

「確認」のための設備や運営の基準が明らかになっていないため、今後の動きを注視する必要があり、幼稚園預かり保育を行っているところでは、横浜市として引き続き利用できるよう検討するとしている。

さらに、横浜保育室については、定員 20 人以上であれば認可保育所か認定こども園へ、6 人から 19 人までであれば小規模保育事業に移行することが考えられる。しかし、設備や運営基準など認可・確認の基準が明らかになっていないことと、小規模保育事業については新たな事業制度であり、現時点で個々の横浜保育室が小規模保育事業への移行の見込みを判断することは難しい状況であり、今後の動きの中でそれぞれ判断していく

ことになる。

なお、横浜市では、新制度がはじまっても横浜保育室として事業を運営する施設もあるが、その施設については従来通り利用できるとしている。

## (2) 子ども子育て会議と

### 子ども子育て支援事業計画

横浜市では、子ども・子育て支援法に基づき、2013 年 3 月に「横浜市子ども・子育て会議設置条例」を制定し、同年 5 月に第 1 回子ども・子育て会議（以下、会議と略称する）が開かれ、現在まで「子ども・子育て支援事業計画」の策定作業が続いている。

会議は 2 名の公募委員を含めて各界の代表者や学識経験者など 20 名で構成されており、全体会議の他に、子育て部会、保育・教育部会、放課後部会の 3 部会が設置され、部会を中心に審議が続いている。

子育て部会は委員の 10 名中心に学識者の臨時委員を 2 名追加し、利用者支援や地域子育て支援拠点事業などの地域支援体制を議論している。保育・教育部会には、委員 3 名の他に臨時委員 7 名が入り、市の児童福祉審議会保育部会と同じメンバー構成となり、保育所・幼稚園を中心とした施設型給付や地域型保育給付などを議論している。放課後部会は、委員 6 名と臨時委員 4 名が入り、ここでも放課後子どもプラン推進委員会と同じ委員構成となっており、放課後学童クラブや利用者支援などの議論を行っている。

事務局は子ども青少年局の各課が入り、庁内の各課から部会にあわせたかたちのプロジェクトとして「事業計画」「保育・幼稚園対策」「放課後児童対策」の 3 つのワーキンググループが作られ、計画の原案づくりを行っている。昨年 7 月から 8 月にかけて、計画策定に向けて利用者ニーズ把握のため、未就学児童の保育等を持つ家庭と小学生の放課

後についての対象世帯からそれぞれニーズ調査を行い、必要なサービス量を算出する基礎資料としている。その上で地域子ども・子育て支援事業の見込み量を算出して、計画の目標値の設定をすすめている。

2013年度は全体会議3回、子育て部会と保育・教育部会が4回、放課後部会が3回開かれ、2014年度に入って保育・教育部会が3回、放課後部会が2回開かれている(2014年6月5日現在)。

3月の全体会議で子ども・子育て支援事業計画の素案が出された。それによると、計画の目指すべき姿と理念・基本的な視点が示され、施策体系と事業の取り組みとして「子ども・青少年への支援」「子育て家庭への支援」「社会全体での支援」の3つの施策分野と、この施策分野ごとに9つの基本施策が立てられている。そして、支援計画とともに、新制度の認可基準についての検討が進められ、条例化に向けた作業を部会で行い、全体会議で認可・確認、支給認定基準などをまとめていくこととしている。

このように部会での審議を経て、この素案をもとにして各区役所ごとに5月から7月にかけて「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて「市民意見交換会」が開催されることになっている。さらに11月頃に「新制度フォーラム」なども開催したり、パブリックコメントなどで市民の意見を聞きながら、2015年3月までに計画策定を終えることとしている。

### (3) 横浜市の課題

これまで横浜市における保育政策の流れ、保育施策と待機児童数の動き、保育所関係予算の内容とその推移、子ども子育て支援新制度への取り組みなどを見てきた。3年間で1,552人あった待機児童をゼロにするという快挙を成し遂げ、2年連続ゼロは達成できな

かったもののわずか20人とどめた成果は評価されるべきものである。

しかし増加が著しい認可保育所への希望者について考えると、課題はまだ解決されていないことを示しているようだ。子ども・子育て支援新制度が発足する2015年4月を目前にして、新制度以降への「支援計画」づくりに忙殺されており、円滑な新制度への移行についての課題も多い。

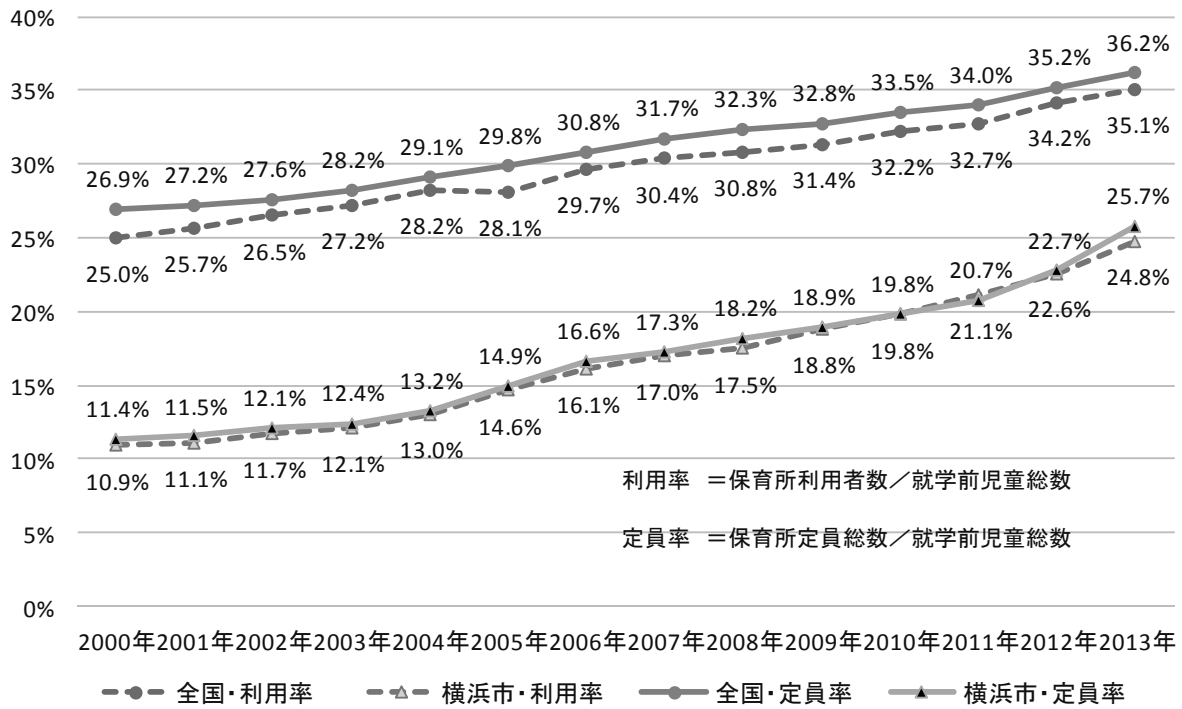
図表21は、保育所の利用率(就学前児童総数に対する認可保育所利用者数・入所者の割合)と、定員率(就学前児童総数に対する認可保育所定員の割合)を、2000年以降の全国の数値と横浜市の数値をグラフ化したものである(注3)。全国も横浜もこの間にいずれも大きく増加しているが、全国で見ると定員の方が常に1~2ポイント上回っており、大都市を中心に待機児童数が減っていないにもかかわらず、他の地域では定数割れの地域が多いことを伺わせている。

横浜市では、定員率でみると2000年の11.4%から2013年には25.7%まで2倍以上の増加となっており、利用率でもほぼ同様な傾向である。大幅な定員と利用者の増加に応えるために保育所整備を積極的に行ってきたことから、全国と横浜市との比較では、定員率で2000年には全国より15.5ポイントも低かったものが、2003年には10.4ポイントの差にまで縮小し定員増加の成果が出てきていることが分かる。

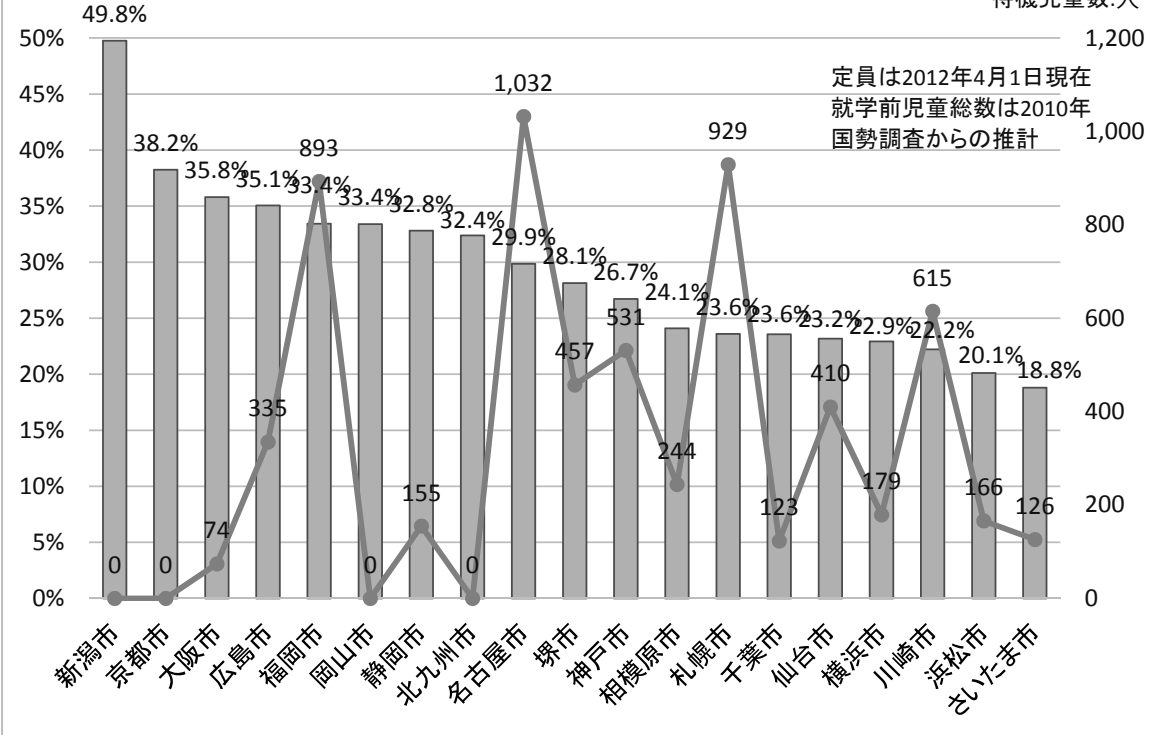
また、図表22は、指定都市20市の定員率と待機児童数を比較したものである(注4)。

これによると、定員率の最も高い新潟市では待機児童はゼロで、2番目の京都市も同様である。定員率と待機児童数は逆相関関係になるものと予想していたが、必ずしもそうはならず、福岡市では定員率は33.4%と高いものの待機児童数は893人となっている。

図表21 保育所の利用率と定員率、全国と横浜市との比較



図表22 指定都市の定員率(推計)・待機児童数の比較



名古屋市、札幌市など地方圏の中核となる大都市で待機児童が多くなっているといえようか。また、定員率で最も低くなっている、さいたま市では、待機児童が 126 人とどまっている。

横浜市は、この年に定員率推計 22.9%（実際の定員率は 22.7%）であったが、待機児童は 179 人となり、翌年の待機児童ゼロにつながっている。しかし、定員率は、全国水準よりも低くなっているのはすでに見たとおりであり、指定都市の中でも 17 番目という低い水準であることは事実である。これからも、定員率をさらに高めていくことが求められているといえる。

また、子ども子育て支援新制度の発足に向けて、子ども子育て支援法にもとづく施設型給付をいかに拡充するかが問われている。今回の制度改正によって、保育の量とともに、保育の質の向上を目指すこととされていることから、量と質をあわせて求められているものといえよう。

来年度には、幼稚園、認定こども園、認可保育所の「施設給付」、小規模保育や家庭的保育などの「地域保育給付事業」が新しい制度として発足することから、現在行っている横浜市独自の要綱に基づく横浜保育室や幼稚園預かり保育などがどうなっていくのかがまず注目される。国の基準が必ずしも明確になっていない現時点で、その行く末を見極めることはきわめて困難である。

しかし、子ども・子育て支援事業は自治体の基礎的な自治事務であることから、国基準にとらわれることなく、横浜の次世代をになう子どもたちにより積極的な施策展開が待たれている。

子ども子育て支援事業計画が実行あるものとして策定されたあと、この計画に基づいた事業執行に大きな予算の投入が予想されている。この稿で横浜市の過去の予算分析を行っ

てみたが、今後は予算の金額や事業内容についても、当然のこととして予算の款項目や事業内容の変化も想定されることから、引き続き動きを注視していきたい。

新制度への移行に伴うさまざまな課題について指摘してきたが、これらの動向についての検討は、後日を期したい。

注 1) 「子育て支援事業本部の軌跡」『調査季報』vol.156・2006.3 P.79

注 2) 総務省統計局「統計トピックス No.82 我が国の子どもの数～こどもの日にちなんで」2014.5.4

注 3) 厚生労働省の発表した毎年 4 月 1 日の待機児童数等の数値と、上記の総務省統計局統計局の毎年 5 月発表の「子どもの数」の推計により算出した。

注 4) 定員は 2012 年 4 月 1 日現在で大都市比較統計年報より引用し、待機児童数は同時期の待機児童数（厚労省発表）と就学前児童数は 2010 年 10 月の国勢調査の 5 歳区分人口から 0～4 歳児に 5～9 歳児の 5 分の 1 を加えたものとして推計した。したがってあくまで同じ基準による推計で、実際の数値とは多少違いが生じることがある。

#### 参考文献

○平成 24 年度「少子化の状況及び少子化への対処施策の概況（少子化社会対策白書）」内閣府

○「特集・横浜の子育て支援」横浜市政策局政策課『調査季報』vol.172,2013.3

○「特集／政策五十年史」横浜市政策局政策課『調査季報』Vol.173,2013.11

○「予算に関する説明書」横浜市、2000 年～2014 年度

○横浜市こども青少年局「事業計画書」2013 年度,2014 年度

## 資料1

## 横浜市保育施設の概況と推移

各年4月1日

年度	認可保育所		保育所		在籍児童数		待機児童数		横浜保育室		幼稚園預かり保育		認定こども園	
	施設数	定員	総数	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	室数	定員	在籍数	認定園数	利用者数	認定園数	定員
平成7年度(1995)	223	20,068	18,123			1,464								
平成8年度(1996)	222	20,139	18,649			1,867								
平成9年度(1997)	227	20,446	19,278			1,962		62	1,899	1,835				
平成10年度(1998)	221	21,069	19,902			1,715		94	1,683	1,936				
平成11年度(1999)	231	21,518	20,301			1,629		94	3,035	2,111				
平成12年度(2000)	236	22,312	21,412			1,535		108	3,476	2,810				
平成13年度(2001)	245	22,770	22,003			1,758		113	3,599	3,168				
平成14年度(2002)	258	24,125	23,401	...	...	1,140	...	124	3,888	3,324				
平成15年度(2003)	267	24,983	24,400	...	...	1,123	...	136	4,218	3,660				
平成16年度(2004)	289	26,689	26,306	...	...	1,190	...	137	4,266	3,609	51	1,262		
平成17年度(2005)	327	29,888	29,264	...	...	643	483	137	4,209	3,474	53	1,596		
平成18年度(2006)	368	32,994	31,971	12,133	19,838	353	253	132	4,052	3,287	56	1,848		
平成19年度(2007)	383	33,944	33,442	12,490	20,952	576	417	133	4,132	3,657	57	1,937	3	181
平成20年度(2008)	402	35,582	34,259	13,085	21,174	707	581	128	4,123	3,626	65	2,179	5	299
平成21年度(2009)	420	36,871	36,652	14,266	22,386	1,290	1,128	124	4,078	3,798	67	2,312	8	455
平成22年度(2010)	436	38,295	38,331	15,287	23,044	1,552	1,347	205	4,309	4,215	82	2,598	9	494
平成23年度(2011)	459	40,007	40,705	16,582	24,123	971	813	158	4,928	4,593	110	3,107	10	554
平成24年度(2012)	507	43,607	43,332	17,968	25,364	179	132	47	5,131	4,725	122	4,083	12	674
平成25年度(2013)	580	48,916	46,256	19,506	27,635	0	0	0	5,283	5,177	148	4,500	15	848
平成26年度(2014)	611	51,306	50,548			20	14	6	5,028					

(預かり保育は各年度3月末現在)

## 施設数、定員、在籍者数の各年増減

2003～2004年	22	1,706	1,906			67			1	48	△ 51	51	1,262	0	0
2004～2005年	38	3,199	2,958			△ 547			0	△ 57	△ 135	2	334	0	0
2005～2006年	41	3,106	2,707			△ 290	△ 230	△ 60	△ 5	△ 157	△ 187	3	252	0	0
2003～2006年	101	8,011	7,571			△ 770			△ 4	△ 166	△ 373	56	1,848	0	0
2006～2007年	15	950	1,471	357	1,114	223	164	59	1	80	370	1	89	3	181
2007～2008年	19	1,638	817	595	222	131	164	△ 33	△ 5	△ 9	△ 31	8	242	2	118
2008～2009年	18	1,289	2,393	1,181	1,212	583	547	36	△ 4	△ 45	172	2	133	3	156
2009～2010年	16	1,424	1,679	1,021	658	262	219	43	4	231	417	15	286	1	39
2006～2010年	68	5,301	6,360	3,154	3,206	1,199	1,094	105	△ 4	257	928	26	750	9	494
2010～2011年	23	1,712	2,374	1,295	1,079	△ 581	△ 534	△ 47	18	619	378	28	509	1	60
2011～2012年	48	3,600	2,627	1,386	1,241	△ 792	△ 681	△ 111	6	203	132	12	976	2	120
2012～2013年	73	5,309	2,924	1,538	2,271	△ 179	△ 132	△ 47	1	152	452	26	417	3	174
2010～2013年	144	10,621	7,925	4,219	4,591	△ 1,552	△ 1,347	△ 205	25	974	962	66	1,902	6	354

資料2

横浜市の待機児童数等のデータの推移  
1995年以降の推移

	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
横浜市															
就学前児童数 a	187,359	187,503	189,399	191,011	194,210	196,355	197,550	199,720	201,163	201,626	200,022	198,183	196,763	195,898	194,638
保育所定員 b	20,068	20,139	20,446	21,069	21,518	22,312	22,770	24,125	24,983	26,689	29,888	32,994	33,944	35,582	36,871
保育所申込者数 c	19,587	20,516	21,316	21,580	22,162	22,947	23,761	25,277	26,250	28,112	30,769	32,999	34,841	36,573	39,948
入所児童数 d	18,123	18,649	19,278	19,902	20,533	21,412	22,003	23,401	24,400	26,306	29,264	31,971	33,442	34,249	36,652
待機児童数 e	1,464	1,867	1,867	1,715	1,629	1,535	1,040	1,140	1,123	1,190	643	353	576	707	1,290
申込率 c/a	10.5%	10.9%	11.3%	11.3%	11.4%	11.7%	12.0%	12.7%	13.0%	13.9%	15.4%	16.7%	17.7%	18.7%	20.5%
定員率 b/a	10.7%	10.7%	10.8%	11.0%	11.1%	11.4%	11.5%	12.1%	12.4%	13.2%	14.9%	16.6%	17.3%	18.2%	18.9%
対前年定員増加		71	307	623	449	794	458	1,355	858	1,706	3,199	3,106	950	1,638	1,289

2004年以降4月1日現在2011年以降は4月10月1日現在を含む

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年4月	2011年10月	2012年4月	2012年10月	2013年4月	2013年10月	2014年4月
横浜市														
就学前児童数 a	201,626	200,022	198,183	196,763	195,898	194,638	193,584	192,861	192,789	191,770	191,501	190,106	190,048	188,540
保育所定員 b	26,689	29,888	32,994	33,944	35,582	36,871	38,295	40,007	40,177	43,607	43,872	48,916	49,036	51,306
保育所申込者数 c	28,112	30,769	32,999	34,841	36,573	39,948	41,933	44,094	46,720	45,707	48,795	48,818	52,589	52,932
入所児童数 d	26,306	29,264	31,971	33,442	34,249	36,652	38,331	40,705	41,665	43,332	44,877	47,072	49,038	50,548
待機児童数 e	1,190	643	353	576	707	1,290	1,552	971	1,463	179	302	0	231	20
申込率 c/a	13.9%	15.4%	16.7%	17.7%	18.7%	20.5%	21.7%	22.9%	24.2%	23.8%	25.5%	25.7%	27.7%	28.1%
定員率 b/a	13.2%	14.9%	16.6%	17.3%	18.2%	18.9%	19.8%	20.7%	20.8%	22.7%	22.9%	25.7%	25.8%	27.2%
対前年定員増加	1,706	3,199	3,106	950	1,638	1,289	1,424	1,712	170	3,600	265	5,309	120	2,390

10月定員増加は4月からの増加分

2000年以降予算額の推移 予算額 単位:億円

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
横浜市															
保育所運営費	320.1	337.8	365.6	386.1	411.5	474.1	524.1	530.1	570.8	586.1	638.3	687.8	766.6	859.4	920.5
保育所整備費	44.7	52.2	41.9	63.7	62.7	71.3	41.6	31.4	31.6	23.3	26.3	56.9	73.9	33.9	61.2
保育所関係予算	364.8	390.1	407.5	449.8	474.2	545.4	565.7	561.5	602.4	609.3	664.6	744.6	840.4	893.2	981.6
一般委託に占る割合	2.7%	2.9%	3.3%	3.5%	3.7%	4.2%	4.4%	4.2%	4.4%	4.7%	4.9%	5.4%	6.0%	6.4%	6.9%
保育所申込者数	22,947	23,761	25,277	26,250	28,112	30,769	32,999	34,841	36,573	39,948	41,933	44,094	45,707	48,818	52,932
保育所入所者	21,412	22,003	23,401	24,400	26,306	29,264	31,971	33,442	34,249	36,652	38,331	40,705	43,332	47,072	50,548
待機児童数	1,535	1,040	1,140	1,123	1,190	643	353	576	707	1,290	1,552	971	179	0	20

2000年以降全国一々の推移と横浜市との比較

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
全国														
保育所数 A	22,195	22,218	22,272	22,355	22,490	22,570	22,699	22,848	22,909	22,925	23,068	23,385	23,711	24,038
定員数 B	1,923,157	1,937,132	1,957,626	1,990,295	2,028,045	2,052,729	2,079,406	2,105,453	2,120,889	2,132,081	2,157,890	2,204,393	2,240,178	2,288,819
保育所利用数 C	1,788,302	1,828,312	1,879,349	1,920,591	1,966,929	1,933,684	2,003,610	2,015,382	2,022,173	2,040,974	2,080,114	2,122,951	2,176,802	2,219,581
待機児童数・全国 E	32,933	21,201	25,447	26,383	24,245	23,338	19,794	17,926	19,550	25,384	26,275	25,556	24,825	22,741
待機児童数・横浜 e	1,535	1,040	1,140	1,123	1,190	643	353	576	707	1,290	1,552	971	179	0
全国・利用率	25.0%	25.7%	26.5%	27.2%	28.2%	28.1%	29.7%	30.4%	30.8%	31.4%	32.2%	32.7%	34.2%	35.1%
横浜市・利用率 d/a	10.9%	11.1%	11.7%	12.1%	13.0%	14.6%	16.1%	17.0%	17.5%	18.6%	19.8%	21.1%	22.6%	24.8%
全国・定員率 M	26.9%	27.2%	27.6%	28.2%	29.1%	29.8%	30.8%	31.7%	32.3%	32.8%	33.5%	34.0%	35.2%	36.2%
横浜市・定員率 b/a	11.4%	11.5%	12.1%	12.4%	13.2%	14.9%	16.6%	17.3%	18.2%	18.9%	19.9%	20.7%	22.7%	25.7%
定員率の差 M-b/a	15.5%	15.7%	15.8%	15.9%	15.9%	14.9%	14.2%	14.5%	14.2%	13.8%	13.7%	13.2%	12.4%	10.4%

毎年4月1日の厚生労働省の待機児童数より

資料3 待機児童数等全国の子データ推移

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
保育所数 A	22,195	22,218	22,272	22,355	22,490	22,570	22,699	22,848	22,909	22,925	23,068	23,385	23,711	24,038
定員数 B	1,923,157	1,937,132	1,957,626	1,990,295	2,028,045	2,052,729	2,079,406	2,105,453	2,120,889	2,132,081	2,157,890	2,204,393	2,240,178	2,288,819
保育所利用数 C	1,788,302	1,828,312	1,879,349	1,920,591	1,966,929	1,933,884	2,003,610	2,015,382	2,022,173	2,040,974	2,080,114	2,122,951	2,176,802	2,219,581
3歳未満児(0~2歳児) D	526,730	547,910	572,863	594,759	618,175	632,011	640,293	654,754	676,590	709,399	742,085	773,311	798,625	827,773
うち 0歳児	65,798	68,245	71,146	73,085	76,436	78,658	78,420	84,297	88,189	92,606	99,223	105,366	108,950	112,373
うち 1~2歳児	460,932	479,665	501,717	521,674	541,739	553,353	561,873	570,457	588,401	616,793	642,862	667,945	689,675	715,400
3歳以上児 E	1,261,572	1,280,402	1,306,486	1,325,832	1,348,754	1,363,317	1,363,317	1,360,628	1,345,583	1,331,575	1,338,029	1,349,640	1,378,177	1,391,808
定員充足率 C/B	93.0%	94.4%	96.0%	96.5%	97.0%	97.1%	96.4%	95.7%	95.3%	95.7%	96.4%	96.3%	97.2%	97.0%
待機児童数 F	32,933	21,201	25,447	26,383	24,245	23,338	19,794	17,926	19,550	25,384	26,275	25,556	24,825	22,741
3歳未満児(0~2歳児) G	21,999	14,076	16,792	17,893	16,446	15,831	13,650	12,942	14,864	20,796	21,537	21,109	20,207	18,656
うち 0歳児	4,415	1,753	2,915	2,932	2,417	2,417	1,981	2,069	2,404	3,304	3,708	3,560	3,170	3,035
うち 1~2歳児	17,584	12,323	13,877	14,961	14,029	13,414	11,669	10,873	12,460	17,492	17,829	17,549	17,037	15,621
3歳以上児 H	10,934	7,125	8,655	8,490	7,799	7,507	6,144	4,984	4,686	4,588	4,738	4,447	4,618	4,085
保育計画策定都市数				119	95	94	81	74	84	101	101	94	107	101

毎年5月の総務省統計局「人口推計」より

子どもの数 単位:万人

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
0~14歳児童総数	1,858	1,834	1,817	1,801	1,781	1,765	1,747	1,738	1,725	1,714	1,694	1,693	1,665	1,649
未就学児童数(0~5歳) J	715	712	709	705	697	688	675	664	656	651	645	649	637	633
うち 0-2歳 K	358	358	352	350	344	338	329	323	324	328	325	325	316	316
うち 3-5歳 L	357	355	357	356	353	350	347	340	332	323	320	324	321	317
定員率 B/J*1000=M	26.9%	27.2%	27.6%	28.2%	29.1%	29.8%	30.8%	31.7%	32.3%	32.8%	33.5%	34.0%	35.2%	36.2%
未就学率 C/J*10000	25.0%	25.7%	26.5%	27.2%	28.2%	28.1%	29.7%	30.4%	30.8%	31.4%	32.2%	32.7%	34.2%	35.1%
0-2歳率 G/K*10000	14.7%	15.3%	16.3%	17.0%	18.0%	18.7%	19.5%	20.3%	20.9%	21.6%	22.8%	23.8%	25.3%	26.2%
3-5歳率 E/L*10000	35.3%	36.1%	36.6%	37.2%	38.2%	38.9%	39.3%	40.0%	40.5%	41.2%	41.8%	41.7%	42.9%	43.9%



資料4 保育所関係予算の推移(2000～2006年度)

いずれも当初予算 単位:百万円

款項目	事業名	2000年度 (H12)	2001年度 (H13)	2002年度 (H14)	2003年度 (H15)	2004年度 (H16)	2005年度 (H17)	2006年度 (H18)
4	福祉費	224,774	235,150	239,305	255,038	276,999	290,300	308,358
2	児童家庭福祉費	45,832	51,339	58,202	66,930	75,043	82,787	98,374
1	児童措置費	26,388	27,944	30,358	31,847	34,052	40,594	45,314
	保育所運営費	17,503	18,226	19,559	20,692	21,836	26,093	29,593
	保育所法定外扶助費							5,548
	民間長時間保育事業費							5,790
	特別保育事業等援護費	808	800	960	1,127	1,012	1,371	
	保育所法定外援助費	4,820	5,678	6,229	6,490	7,570	9,232	
	一時保育事業費							316
	外国人児童保育事業費							17
	乳幼児一時預かり事業費							41
	休日・年末年始保育事業費							17
	小計 a	23,131	24,704	26,748	28,309	30,418	36,696	41,322
6	保育所費 b	8,881	9,080	9,814	10,296	10,341	10,240	10,614
	市立保育所運営費	4,441	4,543	4,674	4,736	4,653	4,679	2,370
	市立・管理運営(委託)事業費			279	286	318	322	317
	市立・長時間保育事業費							2,605
	市立・障害児保育事業費	303	305	328	323	352	313	384
	市立・特別保育事業費						23	74
	家庭保育事業費	171	171	184	176	173	156	151
	横浜保育室助事業費成	3,622	3,937	4,179	4,605	4,655	4,594	4,469
	保育所調理衛生環境整備事業費	138						
	保育所入所児童歯科検診等	18	23	58	47	58	85	151
	その他	188	101	112	123	132	68	93
7	子育て支援費					11,091	13,603	11,038
1	地域子育て支援費					896	2,551	2,882
	病児保育事業費					18	43	48
	24時間型緊急一時保育事業費					29	30	34
	幼稚園預かり保育事業費補助金					344	400	396
	小計 c	0	0	0	0	391	473	478
	保育所運営費 a+b+c = d	32,012	33,784	36,562	38,605	41,150	47,409	52,414
7 3	保育所整備費					6,269	7,131	4,158
6	福祉施設整備費	33,748	31,724	22,493	24,222			
2	児童福祉施設整備費	7,554	6,562	5,973	8,050			
	保育所整備費	4,337	5,036	3,780	6,162	6,114	6,978	3,755
	総合施設整備事業費							67
	児童福祉施設資金償還金助成費	80	82	103	126	119	151	128
	児童福祉施設耐震補強事業費	48	103	305	85	32		31
	児童福祉施設老朽改築等事業費							122
	その他					4	2	55
	小計	4,465	5,221	4,188	6,373			
	保育所整備費 e	4,465	5,221	4,188	6,373	6,269	7,131	4,158
	保育所関係予算 d + e = f	36,477	39,005	40,750	44,978	47,419	54,540	56,572
	一般会計予算総額 g	1,341,229	1,339,825	1,251,088	1,301,421	1,294,677	1,284,251	1,300,247
	保育所関係予算の割合 f/g	2.7%	2.9%	3.3%	3.5%	3.7%	4.2%	4.4%

各年度の「予算に関する説明書」より、福祉費から抜粋

福祉費の款項目 2004～2006年度

- 4 福祉費
  - 2 児童家庭福祉費
    - 1 児童措置費
    - 2 児童家庭福祉費
    - 3 児童手当費
    - 4 ひとり親家庭等医療費
    - 5 小児医療費
    - 6 保育所費
    - 7 児童福祉施設運営費
    - 8 児童相談所費
  - 3 障害者福祉費
  - 4 老人福祉費
  - 5 生活保護費
  - 6 福祉施設整備費
  - 7 子育て支援費
    - 1 地域子育て支援費
    - 2 放課後児童育成費
    - 3 保育所整備費

2000年～2003年度までは、保育所整備費が含まれていた。

資料5 保育・幼児教育関係予算の推移(2007年度以降)

いずれも当初予算 単位:百万円

款項目 事業名	2007年度 (H19)	2008年度 (H20)	2009年度 (H21)	2010年度 (H22)	2011年度 (H23)	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)
6 こども青少年費	133,675	141,167	141,325	196,602	218,653	209,754	213,237	227,218
2 子育て支援費	67,324	71,990	72,522	78,881	87,181	96,791	102,645	113,392
2 保育所運営費 A	52,556	56,523	57,984	63,097	67,946	75,739	84,977	90,643
保育所基本運営費	29,636	32,109	33,702	36,197	38,572	42,903	47,899	49,818
保育事業向上支援費	5,477	4,847	5,054	5,363	5,874	6,525	7,805	8,257
特定保育向上支援費		1,158	1,376	1,760	1,989	2,376	2,624	2,933
民間保育・長時間保育事業費	6,225	7,110	6,821	7,343	7,924	8,877	10,492	11,708
特別保育事業費	428	526	545	617	622	741	777	813
病児・病後児保育事業費	121	165	209	229	277	261	306	325
市立保育所運営費	2,258	2,026	2,092	2,266	2,264	2,299	2,370	2,563
市立・長時間保育事業費	2,510	2,391	2,168	2,233	2,193	2,172	2,160	2,158
市立・特定保育向上支援(障害児)保育事業費	371	366	340	389	413	439	485	514
市立・管理運営事業費	332	329	299	298	297	297	315	313
市立・特別(一時)保育事業	91	95	96	111	128	107	122	121
家庭保育事業費	166	180	190	317	287	315	343	361
横浜保育室助事業費成	4,504	4,743	4,741	5,293	6,293	7,209	7,699	7,577
NPO活用家庭的保育事業費				38	190	297	588	688
送迎ステーション事業費					66	97	56	54
保育コンシェルジュ事業費					49	68	71	97
保育士等処遇改善臨時特別事業費								1,198
小規模保育給付費助成モデル事業費								167
新設園活用した年度限定型保育事業費								132
その他	437	478	351	643	508	756	865	846
3 幼児教育費 B	6,872	7,160	7,025	7,234	7,409	7,680	7,612	9,250
幼稚園等就園奨励補助事業費	6,038	6,216	6,034	6,115	6,188	6,357	6,235	7,410
幼稚園預かり保育等補助事業費 C	452	553	622	731	830	916	959	1,403
幼稚園補助事業費	35	141	126	126	126	138	127	127
幼稚園等特別支援教育費補助事業費	120	140	140	149	151	151	170	170
その他	227	110	103	113	114	118	121	140
保育所運営費 A+C = D	53,008	57,076	58,606	63,828	68,776	76,655	85,936	92,046
5 保育所整備費 E	3,139	3,164	2,326	2,632	5,686	7,385	3,385	6,116
保育所整備事業費	2,264	2,210	1,344	1,597	3,358	4,080	1,979	4,180
保育所老朽改築事業費	367	218	265	295	472	555	466	571
民間保育所耐震対策事業	19	22	15	36	26	51	126	90
民間施設償還金助成事業	224	270	267	262	270	327	328	318
保育所賃貸料補助事業(管理費)	220	246	310	340	385	392	484	568
市立・耐震補強及びリフレッシュ工事費	28	198	125	101	265	1,350		
市立・更なる活用待機児童解消事業費					809	591		
既存施設活用待機児童解消事業費					100			
小規模保育モデル整備事業								386
その他	17	0	0	1	1	39	2	3
保育所関係予算 D+E	56,147	60,240	60,932	66,460	74,462	84,040	89,321	98,162
保育・幼児教育関係予算	62,567	66,847	67,335	72,963	81,041	90,804	95,974	106,009
一般会計予算総額	1,331,029	1,359,914	1,287,280	1,360,351	1,389,914	1,409,708	1,398,557	1,418,208
保育所関係予算の割合	4.2%	4.4%	4.7%	4.9%	5.4%	6.0%	6.4%	6.9%
保育・幼児教育関係予算の割合	4.7%	4.9%	5.2%	5.4%	5.8%	6.4%	6.9%	7.5%

各年度の「予算に関する説明書」、こども青少年費より抜粋  
2013年度予算総額は、土地開発公社解散の負担金1383億円を除いてある。

事業名	2007年度 (H19)	2008年度 (H20)	2009年度 (H21)	2010年度 (H22)	2011年度 (H23)	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)
財源内訳								
2 保育所運営費	52,556	56,523	57,984	63,097	67,946	75,739	84,977	90,643
国県支出金	7,163	8,188	8,534	9,619	10,059	11,989	13,862	16,561
その他特定財源	17,754	18,246	18,753	19,829	20,600	22,016	23,226	23,844
一般財源	27,639	30,089	30,697	33,649	37,287	41,734	47,889	50,238
3 幼児教育費	6,872	7,160	7,025	7,234	7,409	7,680	7,612	9,250
国県支出金	873	913	937	967	1,017	1,145	1,110	2,021
市債	0	0	0	0	0	0	0	0
その他特定財源	1	1	1	1	1	1	1	1
一般財源	5,998	6,246	6,087	6,266	6,391	6,534	6,501	7,228
4 保育所整備費	3,139	3,164	2,326	2,632	5,686	7,385	3,385	6,116
国県支出金	404	471	402	739	2,515	3,268	1,665	2,646
市債	745	1,514	678	608	1,462	1,915	258	740
その他特定財源	12	27	27	27	34	791	0	51
一般財源	1,978	1,152	1,219	1,258	1,675	1,411	1,462	2,679
保育・幼児教育関係予算	62,567	66,847	67,335	72,963	81,041	90,804	95,974	106,009
国県支出金	8,440	9,572	9,873	11,325	13,591	16,402	16,637	21,228
市債	745	1,514	678	608	1,462	1,915	258	740
その他特定財源	17,767	18,274	18,781	19,857	20,635	22,808	23,227	23,896
一般財源	35,615	37,487	38,003	41,173	45,353	49,679	55,852	60,145

各年度の「予算に関する説明書」、こども青少年費より抜粋

## 逢坂誠二氏講演「地域の元気、それが日本の元気」

編集部

2014年3月19日神奈川県地方自治研究センター第8回総会記念講演として、前衆議院議員・元セコ町長の逢坂誠二氏に「地域の元気、それが日本の元気」をテーマに講演いただいた。以下、当日の講演内容を簡潔に報告する。

### 「新しい公共」が目指した社会

冒頭、安倍政権が取り組む道德教育に関連して、ある一定の価値観にはめ込むように教えつけるというのは、全体主義につながって行く可能性があるとの指摘があった。これに対し、民主党政権が提唱した「新しい公共」の考え方では、そういう価値の押し付けではなく、みんながいろんなところで自分の居場所と出番をつくることができ、多様な受け皿がたくさんあって行ったり来たりできる、その多様な受け皿同士も緩やかに連携し合えることを頭に置きながら、推進してきたという説明がなされた。

### 社会の歪みの修正を政治が担うべき

また、安倍政権では経済を良くすることが第一優先課題となっている点に言及し、アベノミクスの金融緩和と大規模な財政出動により、現場では人件費や資材が上がる等で入札が不調になるケースも出ており、悪い影響も受けていることから、株価が上がり、円が下がるという面で経済の調子が良くなるのは重要だが、それだけが国民が幸せになる十分条件ではないことを問題提

起した。経営者は国民全体の富のバランスを考えて企業活動を行うわけでないので、経済の諸活動によって地域間格差が生まれる。そうした社会の歪みを修正するため、マーケットの原理とは別に、強制力をもって富の再配分を考えることこそ、権力を持った政治家がやらなくてはいけないという、強いメッセージが発信された。

### 「しなやかな」地域をつくる

最後に、それぞれの地域が元気になっていくには、地域の中で頑張っていける人を育てる必要があり、また、やさしさと強さを備えた「しなやかな」地域をつくるのが求められる。その基盤となるような、地域の資源を使って、地域でお金が回る仕組みをつくるには手間がかかるので、そこでは自治体の役割が重要であるとして、講演が締めくくられた。



講演中の逢坂氏

## Topics・トピックス・とびっくす

### 地方自治法の一部を改正する法律（2014年改正法）が成立 －第31次地方制度調査会も調査審議を開始－

第30次地方制度調査会答申（2013年6月25日）を踏まえ提案された、2014年の地方自治法改正法案が5月23日に参議院本会議で可決・成立した。改正法には、①指定都市制度の見直し、②中核市制度と特例市制度の統合、③新たな広域連携制度の創設を中心とする内容、などが盛り込まれている。

主な内容は、①については、区の事務所の分掌事務を条例で定めるとし、都道府県と指定都市間の二重行政解消のため連絡調整を行う指定都市都道府県調整会議の義務付けや、住民自治強化策として「総合区」と「総合区長」制度を新設。②については、2015年4月から中核市の指定要件を人口20万人に変更し、

特例市制度と統合。③については、他自治体との「連携協約」を締結できる制度や他の自治体による「事務の代替執行」制度を創設、である。（改正法の解説を8月号に掲載予定。）

また、これに先立つ5月15日には、第31次地方制度調査会（会長：畔柳信雄（株）三菱東京UFJ銀行特別顧問）が発足した。

今次、内閣総理大臣から諮問された調査審議事項は、「個性を活かし自立した地方を作る観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方」となっており、5月28日には第1回目の小委員会会合が開かれている。

### 横浜市会が議会基本条例を制定、4月1日から施行 －相模原市議会も条例案を公表、市民意見を募り提案へ－

横浜市会は、2014年第1回定例会に議員提出議案として議会基本条例案を提案し、2月21日に可決、4月1日から施行した。

条例の主な特徴としては、①議決事件を基本構想・基本計画だけでなく、3年以上の期間で特に重要な計画等にまで拡大していること、②議会の災害時の体制整備や災害時の議会・議員の役割を規定していること、③区において選出された区づくり推進横浜市会議員会議で、個性ある区づくりの推進にかかる予算や区の主要事業について協議すること、が

挙げられている。

また、相模原市議会でも約1年の調査・検討を経て、4月の議会基本条例に関する特別委員会で合意した議会基本条例案を公表した。

条例案については、市民からの意見公募に加え、5月31日に市民との意見交換会を行っており、これらを踏まえて、早ければ6月定例会議に上程見込みとの新聞報道もある。

政令市初の例で2009年に施行した川崎市議会も含め、県内3政令市の議会基本条例が今秋までには出揃うことになりそうだ。

## 編集後記

元岩手県知事の増田氏を座長とする日本創成会議が、5月に公表した「消滅可能性都市」の推計と人口減への対策を呼びかけた提言は、各所に波紋を投じている。人口の再生産力を示す指標として20～30代の「若年人口女性」に着目し、その人口が2010年から2040年の間に半減する自治体を「消滅可能性都市」と定義した提言は、人口減少問題を身近な論点に引き寄せた効果は確かに大きい。

同時に、人口減少に伴い労働力人口を確保するという観点から、女性就労の推進も積極的にうたわれている。かつては、仕事か、子育てかという二者択一の選択を迫られていた若年女性がこれからは、仕事も、子育てもという社会の期待を双肩に担う時代に突入しそうである。ただその対策の例に、20歳代の結婚（有配偶率の向上）が目標値として掲げられているのは気にかかる。個人の生き方にも関わるデリケートなテーマだけに、結婚や出産に関わる多様な「結果」も受け入れる共生社会の観点が見失われないことを切に願う。 (谷本有美子)

2014年6月25日

### 自治研かながわ月報第147号（2014年6月号，通算211号）

発行所	公益社団法人	神奈川県地方自治研究センター
発行人	上林得郎	編集人 大沢宏二 定価1部500円
〒232-0022	横浜市南区高根町1-3	神奈川県地域労働文化会館4F
	☎045(251)9721(代表)	FAX 045(251)3199
	<a href="http://kjk.gpn.co.jp/">http://kjk.gpn.co.jp/</a>	E-mail:kjk@gpn.co.jp

☆センターのウェブサイト (<http://kjk.gpn.co.jp/>) をご利用下さい。→



## 会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月 1,000 円、賛助会員月 700 円のどちらかを選び、1 年分をそえてお申しこみください。
3. 詳細は自治研センター事務局  
☎ 045(251)9721 へご連絡ください。

## 会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A 5 版・80 ページ程度・定価 822 円) が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。